

# 新・担い手3法の運用状況等について

---

国土交通省 不動産・建設経済局  
建設業課 入札制度企画指導室

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた、  
公共工事の円滑な施工確保 …… 2
  
- 新・担い手3法の運用状況、建設業の働き方改革等について …… 11
  - 1. 建設業の働き方改革の推進
  - 2. 予定価格の適正な設定や処遇改善の取組
  - 3. 建設現場の技術者に関する規制の合理化
  - 4. 災害時の緊急対応等、業務に関する発注関係事務の適切な実施に向けた取組
  
- 建設キャリアアップシステムの普及促進 …… 41
  
- 建設業における新型コロナウイルス感染症対策 …… 49

# 「防災・減災、国土強靱化のための 5か年加速化対策」を踏まえた、公共工事の 円滑な施工確保

---

# 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

## 1. 基本的な考え方

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。
- このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。
- このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

## 2. 重点的に取り組む対策・事業規模

- 対策数：123対策
- 追加的に必要となる事業規模：おおむね15兆円程度を目途

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね12.3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね0.2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね15兆円程度

## 3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

## 1. 基本的な考え方

○本対策は、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、

- ・ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策(26対策)
- ・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策(12対策)
- ・ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進(15対策)

を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に53の対策を講ずる。

## 2. 重点的に取り組む対策

### 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策



気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、事前防災対策を推進



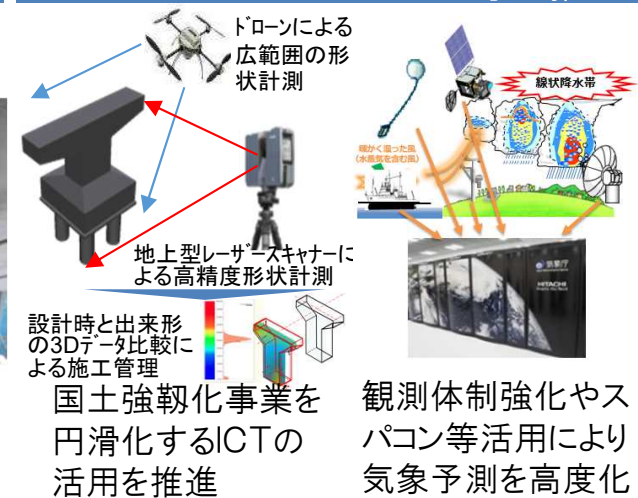
大規模地震時の緊急物資輸送機能等の確保のため、社会資本の耐震対策等を推進

### 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策



緊急または早期に措置すべき社会資本に対する集中的な修繕等の対策を推進

### 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進



ドローンによる広範囲の形状計測

線状降水帯

観かく置いた点 (水害発生箇所)

地上型レーザースキャナーによる高精度形状計測

設計時と出来形の3Dデータ比較による施工管理

国土強靱化事業を円滑化するICTの活用を推進

観測体制強化やスパコン等活用により気象予測を高度化

## 3. 本対策の期間

事業規模を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)の5年間

# 公共工事の円滑な施工確保の必要性

## 入札「不調」続き、2年以上遅れ 佐賀市街地の浸水被害軽減工事

大雨による佐賀市街地の浸水被害を軽減するための佐賀市の重点事業の一つ、新村愛敬雨水幹線改良工事が、2年以上遅れる見通しになっている。2019年度から20年度にかけて5回の入札を行ったが、応札者が現

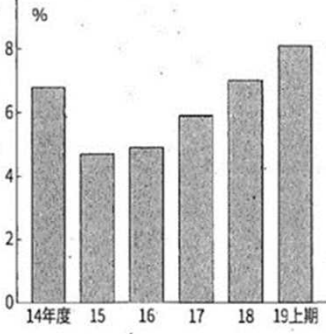
予算計上された公共事業の執行が人手不足で滞っている。国土交通省によると都道府県発注工事の入札で企業が手を上げなかったり、応札価格が安く落札に至らなかったりした件数は2018年度まで3年連続で増加し、19年度上半期も前年を上回って推移する。豪雨や台風の被災地で入札の不成立が目立つ。公共事業による景気下支え効果は政府の期待ほど出ないおそれがある。

公共工事の入札では、入札がなかったものを「不調」、予定していた価格を上回る入札しかなく、落札に至らなかったものを「不落」と呼ぶ。国交省の集計では、18年度に都道府県が発注した工事の7.0%で不調・不落が発生した。増加は3年連続。19年度上半期は8.1%で上昇傾向が続いている。

## 公共事業 人材難で滞る

### 入札不成立、4年連続増加へ

公共工事の入札不成立が増加 (都道府県発注分に占める割合)



る要因の一つが、毎年のだけでなく、全面的に不足している。三愛U・J自然災害で工事が急増し、リサーチ&コンサルティング(MURC)による建設事業者や働き手が不足していることだ。18年と、足元の建設業の労働の西日本豪雨で大きな被害が出た東広島市では、19年度に入って実施した復旧工事の入札のうち半数近くが不調となった。同市の担当者は「復旧・復興以外の公共事業にはとも手がまわらない」と話す。

建設業の人手は被災地の増加が懸念される」と

## 景気下支え効果に暗雲

回答した。災害復旧の発注件数の増加に加え、東り、与野党からは追加の京五輪関係の再開発注など、人手がとられてい

政府は19年末に決定した大型の経済対策で公共事業にさらに6兆円を投

RCの中田一良主任研究員は「政府が景気対策として公共事業を増額しても、人手不足が供給制約となり、景気押し上げ効果は抑制される可能性は」と指摘する。

足元では新型コロナウイルスの影響で経済の下



災害復旧工事の増加が人手不足に拍車をかけた(長野市の堤防復旧工事)

緊急対策費の支出5割止まり

防災・減災のために2018・20年度に予算の特別枠を設けた「国土強靱(きょうじん)化3カ年緊急対策」の支出が遅れている。19年度当初予算の事業は20年3月末時点で53.6%にとどまる。建設業の人手不足が続き、小規模が多い緊急対策の案件が後回しになっ

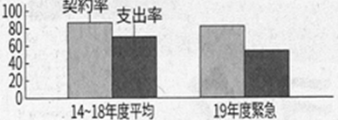
▼国土強靱(きょうじん)化3カ年緊急対策 2019年の消費増税に合わせた経済対策。防災・減災のためのインフラ改修や関連制度の整備を含む事業規模は7兆円程度に上る。

18年に改定した国土強靱化基本計画を加速するため、公共事業は通常予算とは別枠となった。内閣官房によると、公共事業費は18年度補正で779.5億円、19年度当初で850.3億円、20年度当初で790.2億円。

## 国土強靱化後回しに

### 案件規模小さく 人手不足も影響

公共事業の年間執行状況



ているもようだ。財政制度等審議会(財務相の諮問機関)は19日の歳出改革部会で、社会資本整備について議論した。国土交通省は自然災害の頻発を踏まえ、21年度以降も緊急対策を続けるように要求している。土居文朗部会長代理は会合後の記者会見で、「どうも効果を生んだのか予算編成で精査してほしい」と述べた。

財務省によると、公共事業の予算に対する年間支出率は過去5年間(14~18年度)の平均で70.3%だった。19年度の緊急対策の5割程度は低水準となる。通常の公共工事を含む19年度当初予算全体の66.1%と比べても少ない。

要因には建設業の人手不足がある。20年8月の建設・採掘の新規求人倍率は7.56倍。建設業者は手持ちの工事が高水準にある。契約率との乖離(かいり)が顕著になっているためだ。一般的に公共工事は前払いや中間、完成時の支払いと進捗ごとに段階的に資金を出す。緊急対策の資金がだぶつくのであれば、21年度以降は慎重に考えるべきだと主張している。

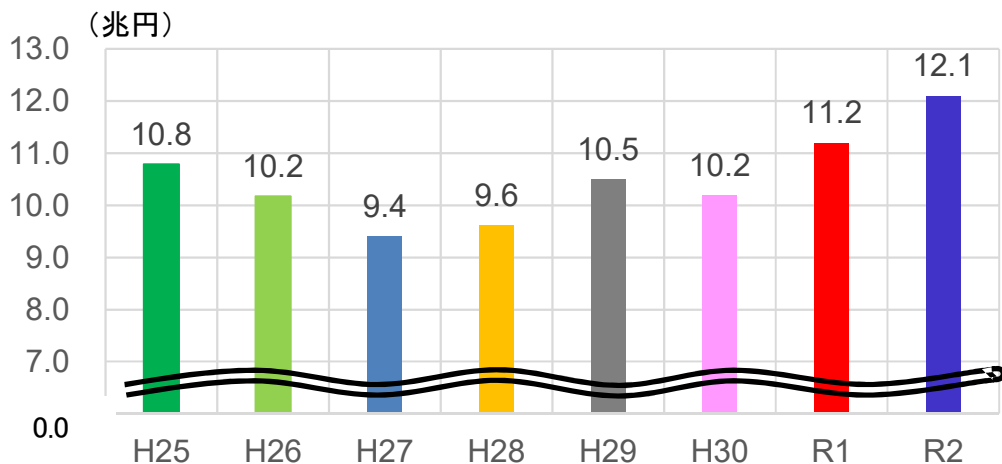
農災で被害を受けた気仙沼港の岸壁復旧工事(宮城県気仙沼市)



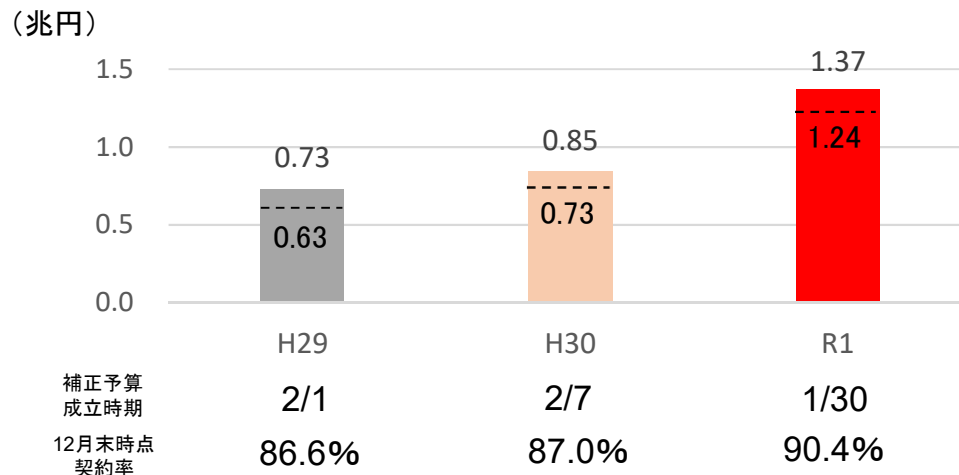
農災で被害を受けた気仙沼港の岸壁復旧工事(宮城県気仙沼市)

○「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の措置等により、R2年度の予算現額は近年では最大の中で、契約率はほぼ平年並みに推移。  
 ○R1年度補正予算の契約率はほぼ平年並みに推移。

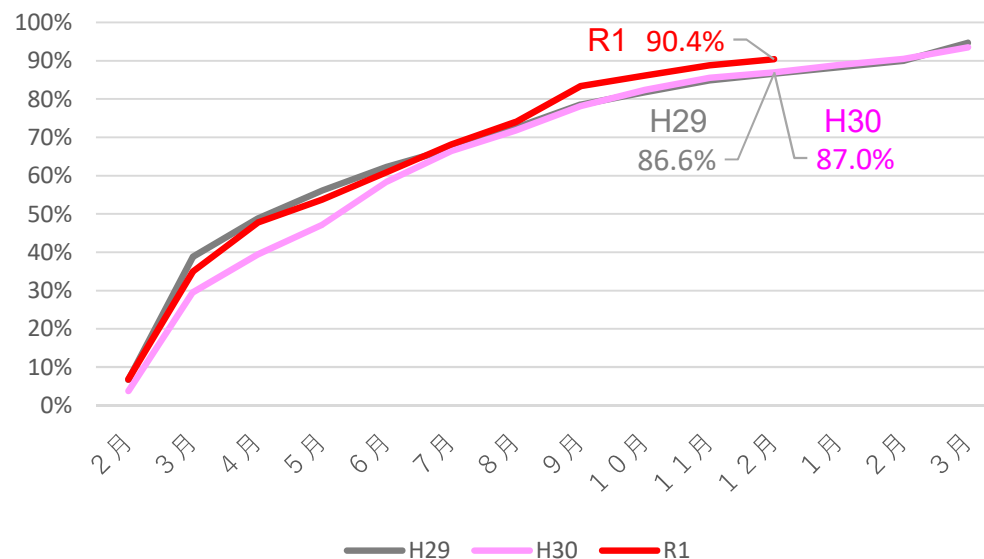
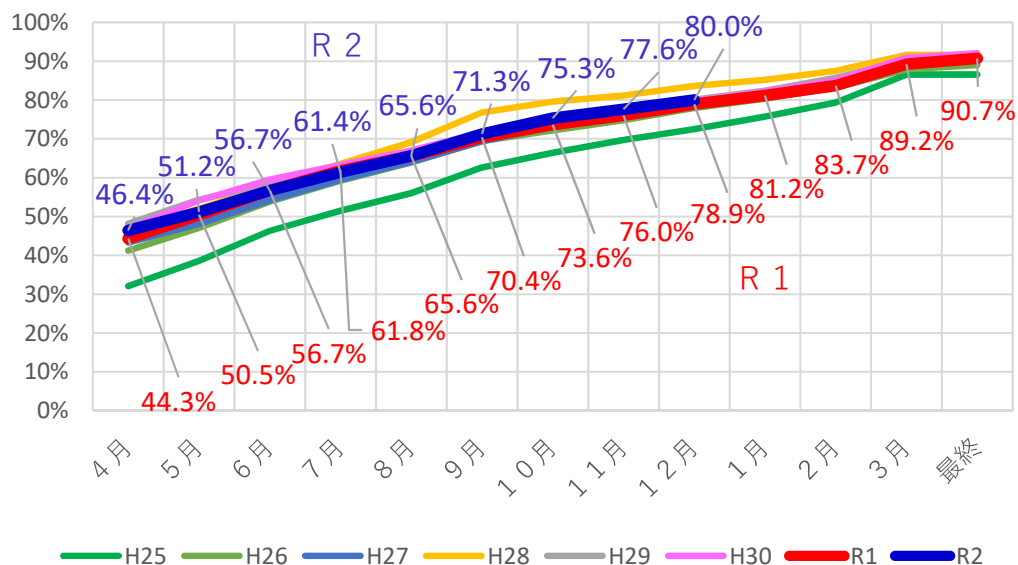
### 予算現額の年別推移（国費、直轄+補助+独法等）



### 補正追加額の年別推移（国費、直轄+補助+独法等）

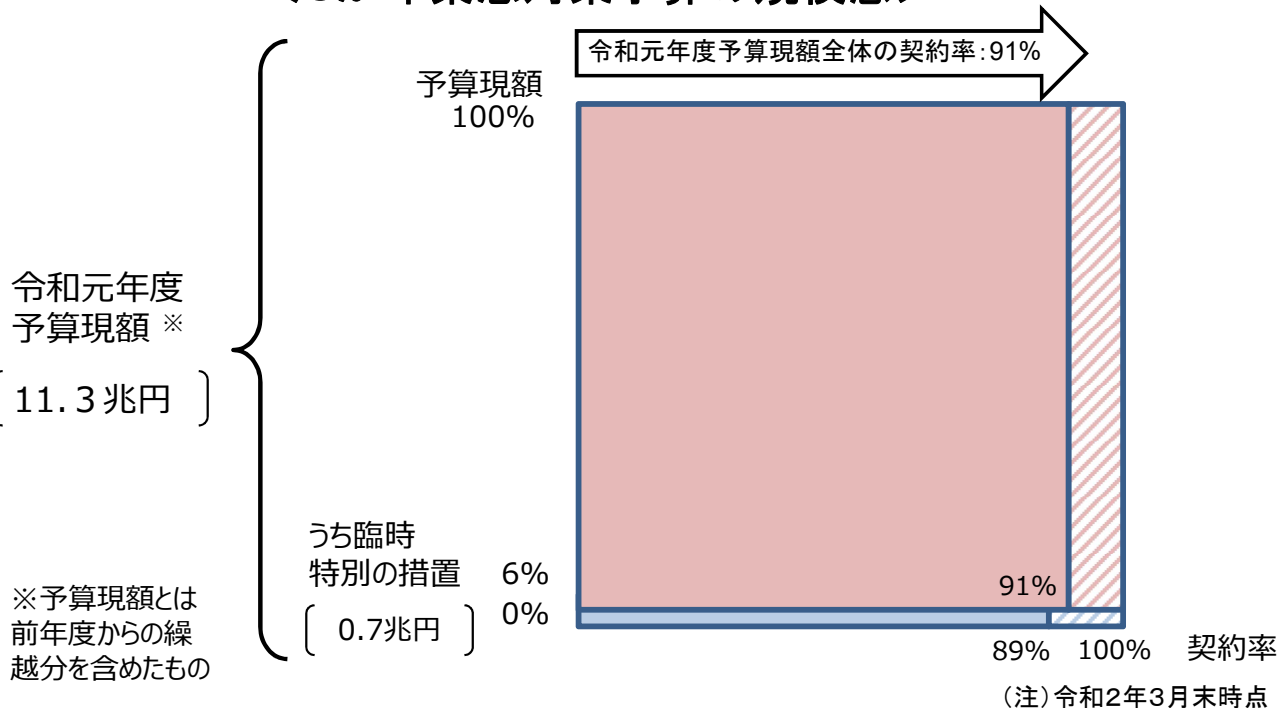


### R2予算契約率の月別推移（国費、直轄+補助+独法等） R1補正契約率の月別推移（国費、直轄+補助+独法等）

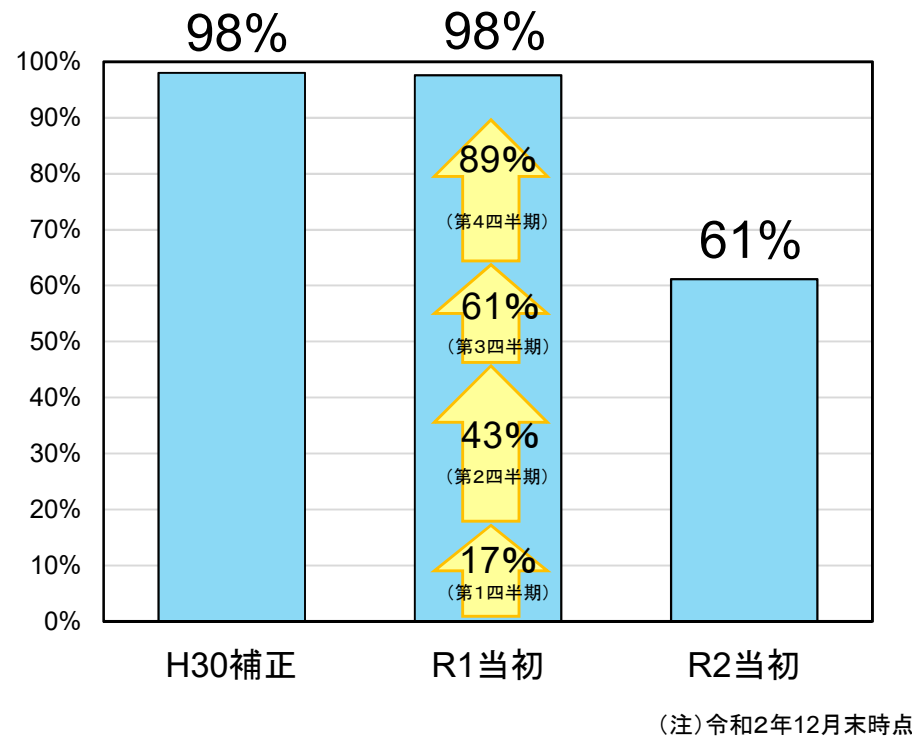


○ 「3か年緊急対策」は1・2年目の予算はほぼ全て契約済であり、3年目の令和2年度当初予算の臨時・特別の措置分についても、下半期にかけて契約率が上昇し、順調に執行されていく見通し。

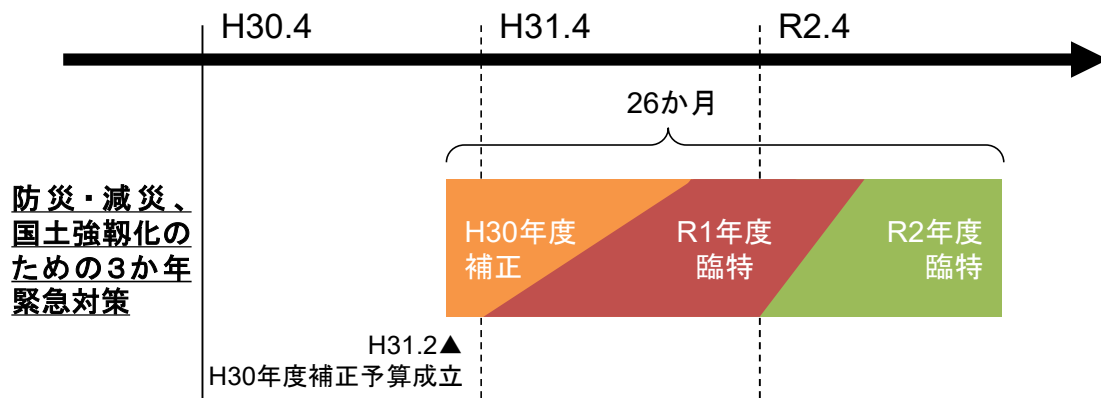
## ＜3か年緊急対策予算の規模感＞



## ＜3か年緊急対策分の契約率の状況＞

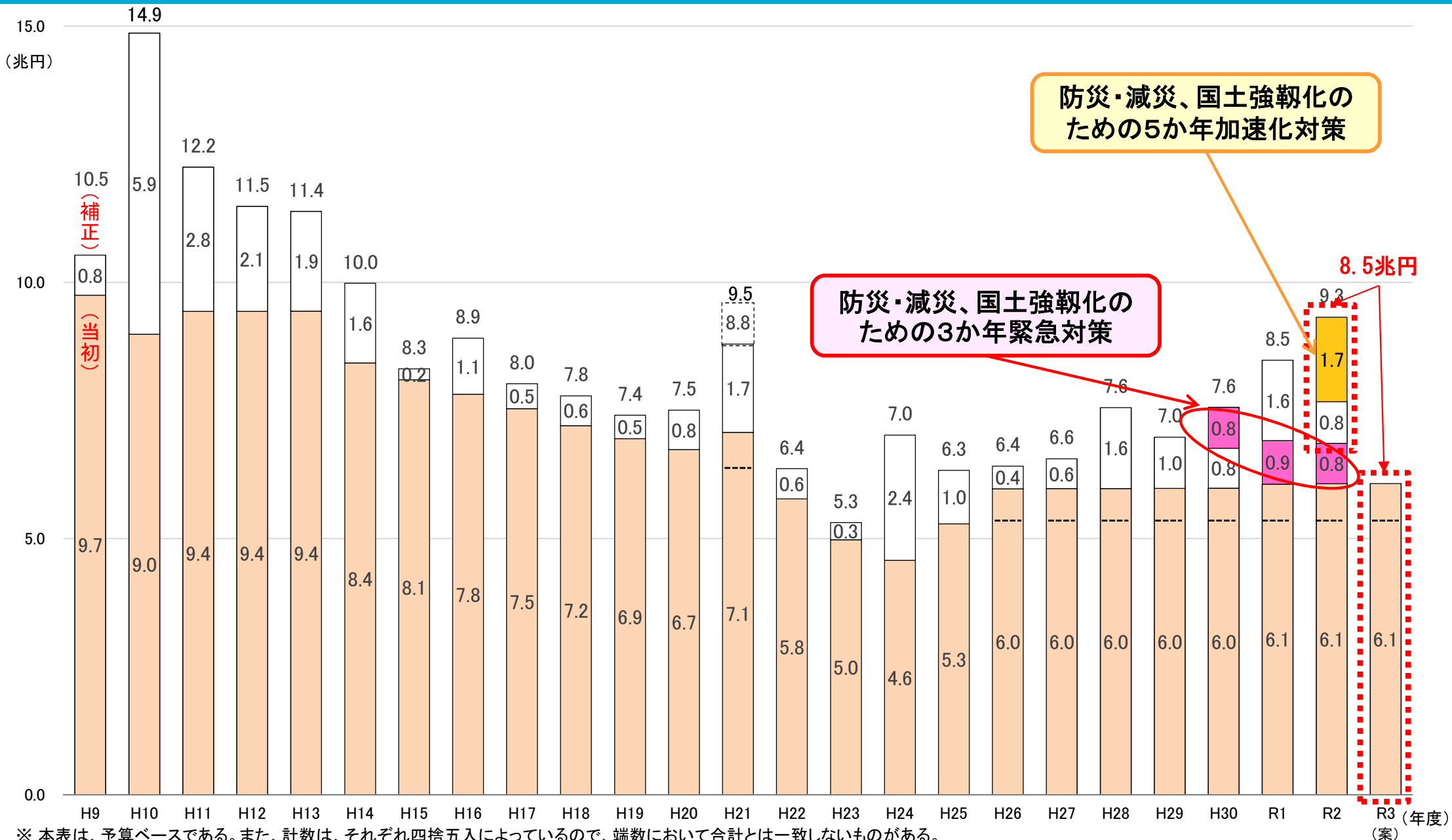


## ＜3か年緊急対策の事業進捗のイメージ＞





# 公共事業関係費(政府全体)の推移



防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

8.5兆円

※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。  
 ※ 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額(6,825億円)が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。  
 ※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。  
 ※ 平成26年度予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(6,167億円)を含む。  
 ※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度分は、令和2年度第3次補正予算により措置する。(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」令和2年12月11日閣議決定)

# 公共工事の円滑な施工確保について（令和3年1月29日地方公共団体あて要請）

○ 防災・減災、国土強靱化の加速化等を図る観点から、公共工事の円滑かつ適切な執行に向けて、適正価格による契約等の適切な措置の実施を要請  
（『公共工事の円滑な施工確保について』令和3年1月29日総務省自治行政局長・国交省不動産・建設経済局長、『公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について』令和3年1月29日総務省行政課長・国交省建設業課長）

## 適正な価格による契約

### (1) 予定価格の適正な設定

- 労務・資材等の最新の実勢価格等を反映した適正な積算の実施
- 災害や不調、不落の場合等における見積りの積極的な活用
- 歩切りの根絶について改めて徹底すること

### (2) ダンピング対策の強化

- 低入札価格調査基準制度、最低制限価格制度の活用の徹底

※課長通知において以下の事項について通知

- ・ 調査基準価格の算定方式や設定範囲等の改訂等、必要な見直しの実施
- ・ 低入札価格調査について、適切な調査の実施を徹底すること
- ・ 発注体制上の課題等により価格調査の実効性確保が困難である場合等は必要に応じて、最低制限価格制度の活用などを検討すること

### (3) 設計変更等の適切な実施

- 適切な設計図書の変更や、これに伴い必要となる請負金額や工期の変更
- 建設資材の不足を原因とした工事の遅れなど、受注者の責めに帰すことができない事由により工期が遅れる場合の適切な工期の変更
- 遠隔地の資材調達や地域外からの労働者確保に係る設計変更等

## 技術者・技能者等の効率的活用等

### (1) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注

- 複数工区での発注等、適切な規模の発注
- 施工箇所が点在する工事の間接費の適切な運用

※課長通知においても、入札不調等が生じている場合等は、必要に応じて、複数工期をまとめて発注する等の発注ロットの拡大や地域要件の緩和等について適宜検討する旨を通知

### (2) 技術者の専任等に係る取扱い

- 監理技術者等の専任に係る取扱いの適切な対応

## 入札契約手続の迅速化等

- 入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化、事業執行の効率化等に資する適切な規模での発注等
- 災害復旧事業における随意契約や指名競争入札の活用

※課長通知において、以下の事項について通知

- ・ 災害復旧工事等の発注に当たって、地域の実情等も考慮し、必要に応じて概算数量発注の活用についても適宜検討すること

## 地域の建設業者の受注機会の確保等

### (1) 受注機会の確保等

- 適切な地域要件の設定や、地域精通度等の適切な企業評価
- 前金払制度のさらなる活用、前金払いの迅速かつ円滑な実施

### (2) 技能者の就労環境の改善

- 社会保険未加入業者の排除等による適切な水準の賃金支払の促進
- 前払金、中間前払金の活用、適正な工期の設定、柔軟な設計変更

## 適正な工期設定、施工時期の平準化等

- 「工期に関する基準」等に基づき、休日等を考慮し、適正工期を設定
- 週休2日等を考慮し、必要となる労務費や機械経費等を適切に反映
- 債務負担行為の活用など、施工時期の平準化を図ること  
（財政部局、農林・教育等の部局を含めた緊密な連携・取組など）

※課長通知において、社総交事業に係る債務負担行為の活用等について通知

## 地域の建設業団体等との緊密な連携

- 公共工事を受注する地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携により、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札契約の適正化等に努めること

## 調査及び設計の円滑な実施

○ 公共工事の調査・設計の発注についても、円滑な施工確保の取組を工事と同様に実施

○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による**公共工事の着実な実施が図られるためには、発注者と建設業団体との緊密な連携が重要**

○地方公共団体に対しても、総務省と連名で取組を要請

➡ 地域の建設企業が円滑に施工に取り組むことができる環境を官民一体となって整備

国交省から地方公共団体に対し、発注者と建設業団体との意思疎通の緊密化、受注環境の把握、円滑な発注等を要請\*

※『公共事業の円滑な施工確保について』（令和3年1月29日総務省自治行政局長・国土交通省不動産・建設経済局長通知）、  
『公共工事の円滑な施工確保に向けた地方公共団体と地域の建設業団体等との意見交換の推進について（依頼）』（令和3年2月8日付国土交通省不動産・建設経済局建設課長事務連絡）

〔全建の取組例〕

※令和3年2月8日、全建会長から都道府県会長あてに依頼

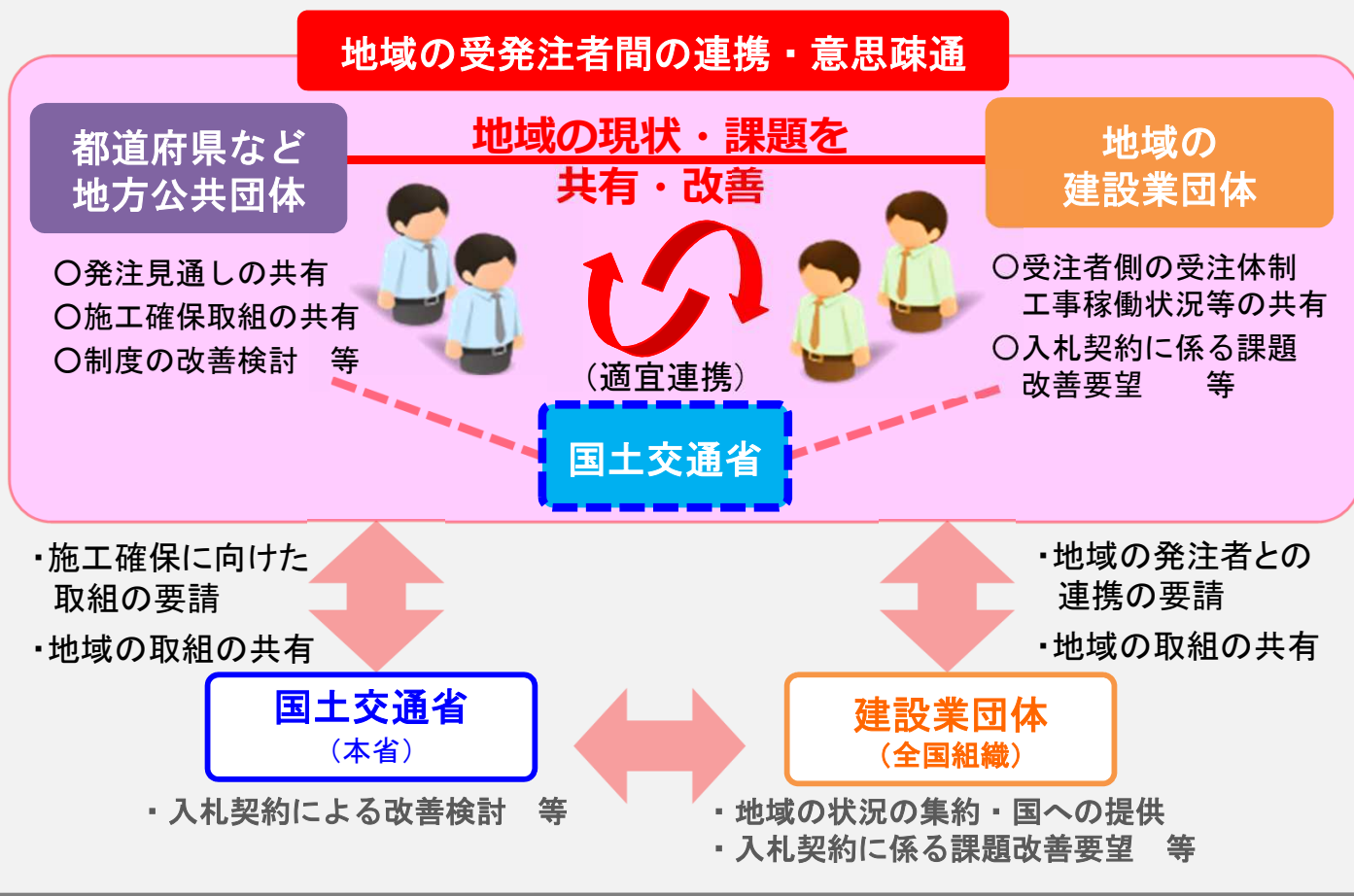
- 防災・減災、国土強靱化の推進、コロナ禍からの日本経済の早期回復のために公共事業の円滑な施工が必要不可欠
- 今後の公共事業の円滑な施工に向けて、都道府県等との意見交換会の早期開催など受発注者間の意思疎通の緊密化、地域の状況の集約等

〔日建連の取組例〕

- 国交省の施工確保通知を受け、会長から会員各社に対して、全力で施工体制の確保を図るよう要請・周知
- 全国各地区の公共工事発注者との意見交換等を実施

〔全中建の取組例〕

- 全建と同様に、地方公共団体と意見交換会を開催するなど、意思疎通の緊密化の取組を実施



# 新・担い手3法の運用状況、 建設業の働き方改革等について

---

# 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

## 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

### ○発注者の責務

- 適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
- 施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
- 適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）

### ○受注者（下請含む）の責務

- 適正な請負代金・工期での下請契約締結

## 働き方改革の推進

### ○工期の適正化

- 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
- 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

### ○現場の処遇改善

- 社会保険の加入を許可要件化
- 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

### ○発注者・受注者の責務

- 情報通信技術の活用等による生産性向上

## 生産性向上への取組

### ○技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

### ○発注者の責務

- 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- 災害協定の締結、発注者間の連携
- 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

## 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

### ○災害時における建設業者団体の責務の追加

- 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

### ○持続可能な事業環境の確保

- 経営管理責任者に関する規制を合理化
- 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

### ○調査・設計の品質確保

- 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

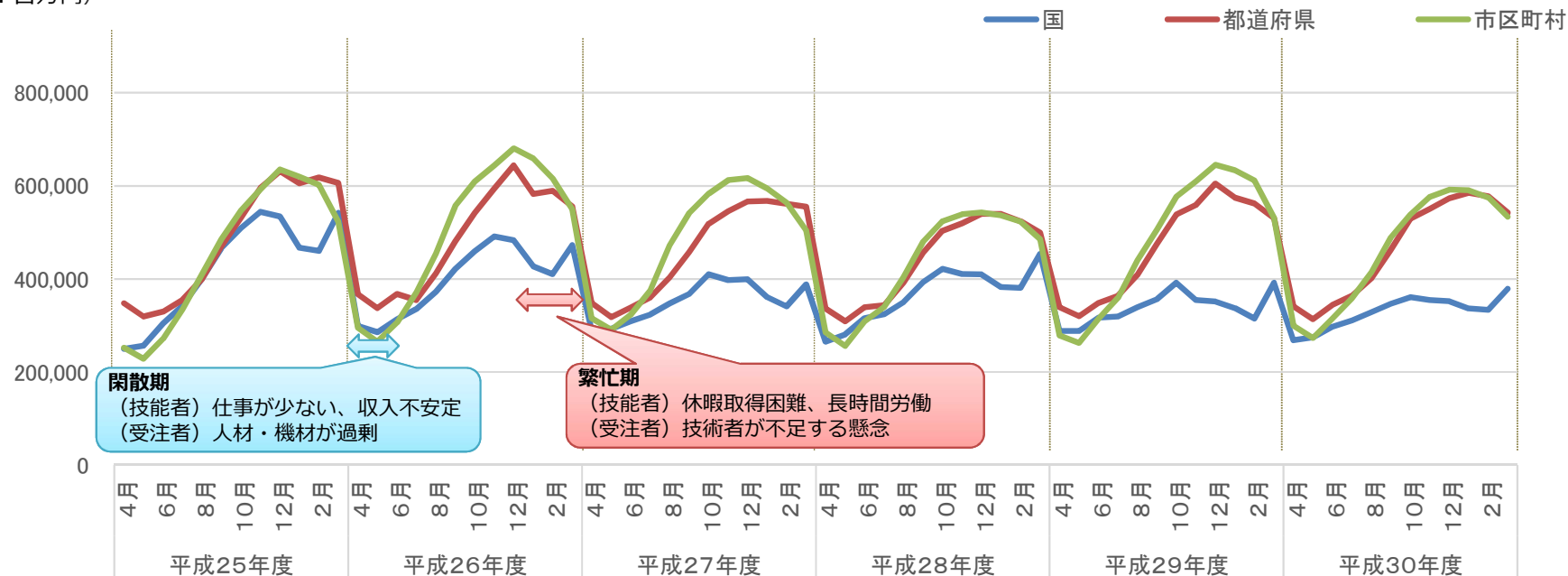
## 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

# 1. 建設業の働き方改革の推進

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
- ⇒ **改正品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
- 入契法で、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化**

## 公共工事における工事出来高の状況

(単位：百万円)



**閑散期**  
 (技能者) 仕事が少ない、収入不安定  
 (受注者) 人材・機材が過剰

**繁忙期**  
 (技能者) 休暇取得困難、長時間労働  
 (受注者) 技術者が不足する懸念

## 施工時期の平準化の推進

### 建設業者（受注者）に期待される効果

- 年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 技能者の処遇の改善（特に休日の確保等）
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

### 発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

## [ 施工時期の平準化 ]      これまで講じた主な取組

令和2年  
春

- 入契調査等を踏まえ、取組の遅れている地方公共団体が自らの現状を認識し自主的な取組が促されるよう、**平準化率と具体的な取組状況を「見える化」して公表**（4月）

〔 ※すべての地方公共団体の平準化率を公表。ゼロ債務負担や繰越手続等について、設定割合や実施時期など、具体的なデータを公表  
「見える化」結果を反映し、地方公共団体の優良事例について、「さしすせそ事例集」を改訂 〕

- 「見える化」の結果を受けて、平準化に関する取組をより一層推進するよう、**国土交通省と総務省の連名で、地方公共団体に対して要請**（4月）

- 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する**全国統一指標として、地域平準化率※(施工時期の平準化)を決定・公表**

〔 ※国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した地域ブロック単位・県域単位の平準化率  
(地域発注者協議会において、地域ブロック・県域ごとの目標値を設定し、各発注機関別の平準化率を併せて公表) 〕

令和2年  
夏

- 特に平準化が進んでいない**人口10万以上の市(136団体)**に個別ヒアリングを実施。  
「さしすせそ」の取組が**未実施の団体等を個別訪問**などし、**担当幹部に直接に要請**

- **土木部局以外の部局間連携の推進**について、総務省と連名で通知。併せて、**農水省、文科省、環境省等、関係省庁からも都道府県等の事業部局に対して通知**を発出（9月）

秋・冬

- **全建や全中建と連携し、「見える化」結果を踏まえ、地域の建設業者にアンケートを実施**  
(地域の元請建設業団体 **22協会 約180企業**から意見を聴取) (全建17協会、全中建5協会)

- **債務負担行為の活用が未実施の団体(約90団体)**に対して、個別にヒアリングを実施

- 平準化に資する**国庫債務負担行為の活用**について、これまで設定していた直轄事業に加えて**補助事業も対象に拡大**

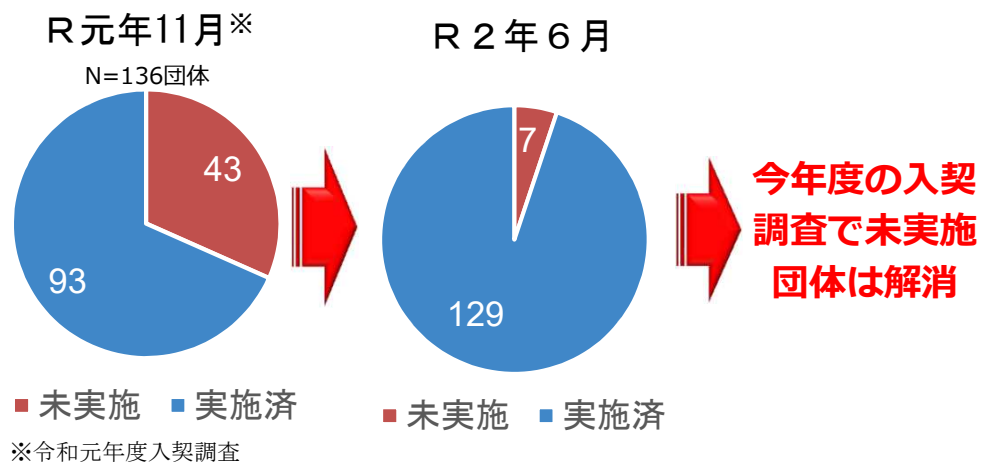
- **全国統一指標(地域平準化率等)の目標値を決定・公表**



# 【施工時期の平準化】取組が遅れている人口10万以上の市へのヒアリング等

- 平準化の取組が遅れている人口10万以上の市(延べ166自治体)に個別にヒアリング等を行い、取組の改善や課題を聴取
- 特に、取組が未実施の団体(43市)に対しては、個別に働きかけを行い、令和2年度中に未実施団体を解消

## 「さしすせそ」の取組が未実施の人口10万以上の市



- 「さしすせそ」の取組のさらなる深化を促進
- 人口10万未満の市に対しても改善の働きかけを展開

## 平準化の取組に関する主な課題

- 財政部局や議会の理解がなかなか進まない
  - ・単年度予算の考えが根強く、早期の繰越は理解が得られにくい
  - ・繰越が良くないとの意識 等
- 交付金の決定時期が遅く、早期発注が進みにくい
  - ・交付決定後に契約事務を進めるため、第一四半期での契約はハードル
  - ・予算が100%付く保証がないため、ゼロ債の活用に支障 等
- 事業部局や他部局との連携が必要
  - ・病院、上水道、農業土木など土木部門以外の工事が多く、連携が必要 等
- 小規模な工事が多く、平準化の実態把握が困難
  - ・500万円未満の小規模工事も多く、それらも反映する必要 等
- 技術職員のノウハウや人員の不足
  - ・世代交代や人員削減により熟練の技術職員が不足している 等
- 地域特有の事情により施工時期が制限される
  - ・耕作時期や観光シーズンは工事ができない。河川工事では時期が制限 等
- その他
  - ・地方自治法上、市では1.5億円以上の工事の契約に議会の議決が必要であり、ほとんどが9月議会に諮ることになる 等

# 【施工時期の平準化】地域の建設業者による声（全建・全中建会員企業）

- 全国建設業協会、全国中小建設業協会と連携し、地域建設業者による現場の生の声を聴取（**全国22協会、約180業者**）
- 平準化の取組への期待や「見える化」など多くの期待や評価がある一方、更なるデータの深掘りや業界との連携等を望む声が多数

## 工事の繁忙に伴う弊害の是正を望む声

- ・ 特定時期に発注が集中しすぎ、技術者配置が困難
- ・ 気候の一番良い4～6月に仕事がなく、遊びの状態
- ・ (仕事量の偏りで) 下半期だけで一年分稼いでいる感覚がある
- ・ 社員や作業員の雇用継続が難しい。資金繰りも大変
- ・ 労務や機材の手配の都合がつかず、工期ギリギリの施工

## 『見える化』について更なる改善・工夫を望む声

- ・ 市町村は小規模工事も多いので、500万未満の工事も対象にして欲しい
- ・ 受注している工事規模が500万円より小さいため、平準化率に現れていない
- ・ 早期発注等は工事規模による傾向もあり、工事規模別の平準化を進めるべき
- ・ 自治体自ら平準化の実態や対策の必要性を自覚するよう促すことが肝要

## 発注者側の部局間連携や議会等の理解を望む声

- ・ 首長や議会議員の理解が重要。議会での繰越承認等の円滑化を促すべき
- ・ 財政部局や、発注関連部署の連携が重要で、これらの理解の増進に努めるべき

## 市町村に対する直接働きかけの強化を望む声

- ・ 人口10万未満の市に対しても、もっと働きかけを行って欲しい
- ・ 公契連で国と自治体が連携し始めたことは大変ありがたい。更に進めてほしい

## 受注者側の受注環境など、地域の業界との連携を望む声

- ・ 平準化率ありきで、設計や調整等が未了での発注がなされないようにしてほしい
- ・ 平準化率が低い自治体は地元業者の声を聴いてない。業界実態への共感が希薄
- ・ 地域の建設業界との対話を通じて業界の実態を理解して発注して欲しい
- ・ 一律の早期発注でなく、増水期等の事情を考慮し施工しやすい時期の発注を望む

## 平準化の『見える化』に対する一定の期待や評価

- 自治体の取組を促進するに当たって有効性を評価する声
  - ・ 平準化率の低い団体が努力するようになったと感じる
  - ・ 平準化が発注者責務であるとの自覚を広める上で効果的
  - ・ 隣接市町村の状況が見え、職員の意識改革につながる
- 建設業者による活用が期待
  - ・ 取組の進捗を指摘できるためありがたい
  - ・ 地元自治体の状況を他市町村と比較でき、実態把握に有効
  - ・ 自治体との意見交換や要望等に活用したい

## 現場の声を踏まえた取組改善の方向性

- 入契調査で請負金額500万円以下の工事も対象に調査し、見える化に反映
- 「見える化」に当たって、工事規模別の平準化率についても見える化
- 自治体自ら実態を管理し、主体的に作業を行えるよう統一フォーマットを導入

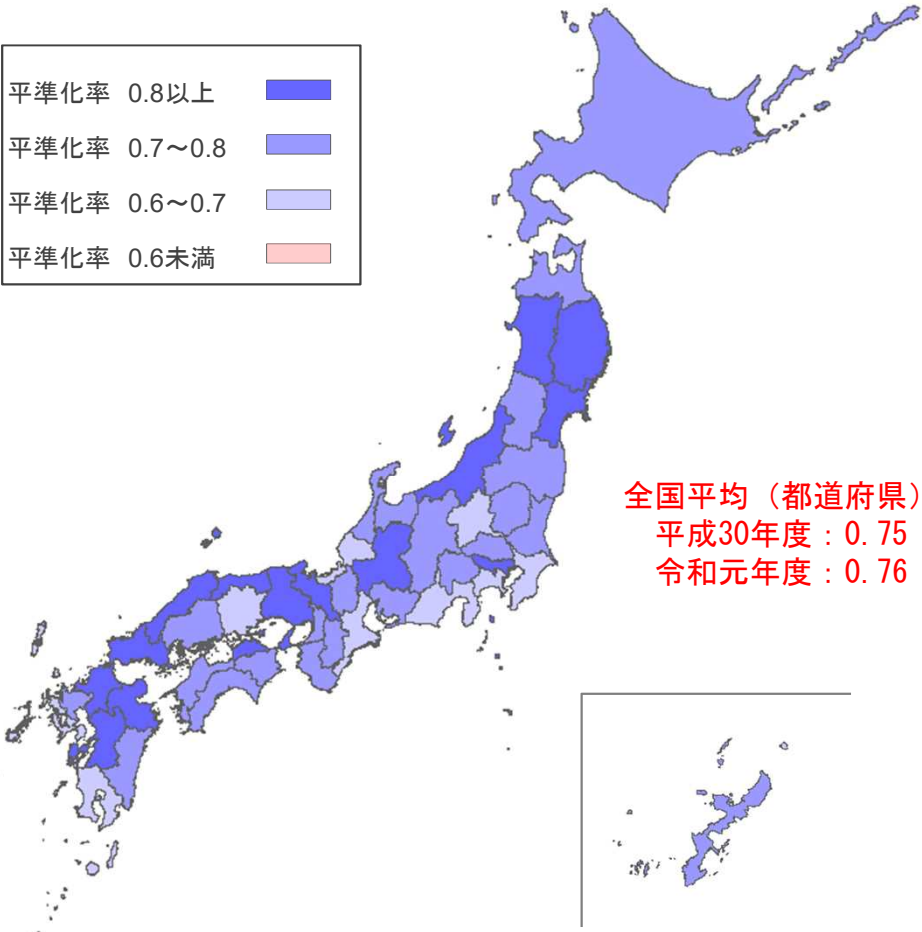
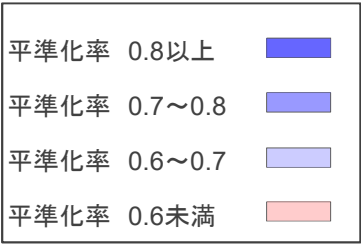
- 総務省・議長会と連携して、市議会議長や町村議会議長等に対して周知
- 農林や病院等、土木部局以外の関係部局との連携推進（先進事例の水平展開）

- 「見える化」を踏まえ、人口10万未満の市に対する個別働きかけを開始
- 統一フォーマットを全国の市町村に普及、市町村ごとの『平準化カルテ』を作成（市町村だけでなく、地元業界とも実態を共有）

- 自治体と地域の建設業団体との意思疎通の促進（受発注者の意見交換等の実施を促進）（国土強靱化等の円滑な施工確保の取組の一環として要請）  
（令和3年1月29日、総務省自治行政局長、国土交通省不動産・建設経済局長通知で地方公共団体に要請）

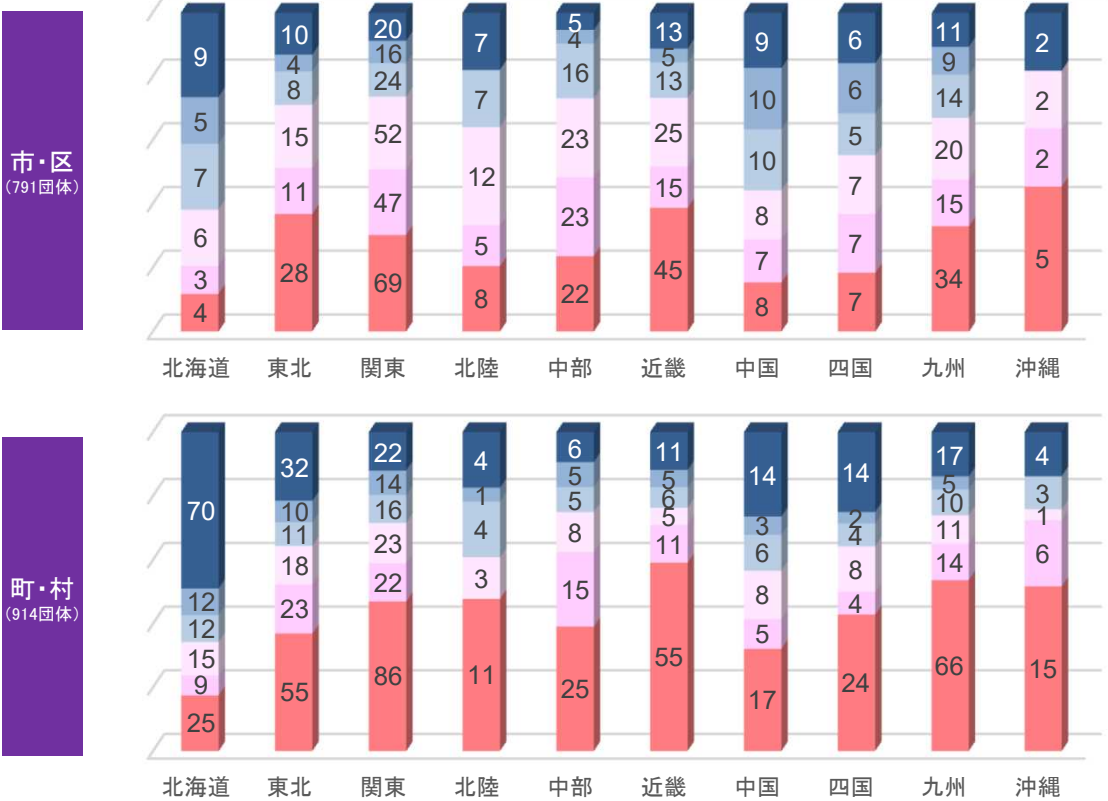
○ 令和2年度入契調査を踏まえ、全国1,721市区町村を含め、全地方公共団体の平準化率等を見える化(今年度内に正式に公表予定)

## 都道府県の平準化率の状況



## 各地域における平準化率別の市区町村の構成割合

平準化率の区分: ■ 0.8~ ■ 0.7~0.8 ■ 0.6~0.7 ■ 0.5~0.6 ■ 0.4~0.5 ■ ~0.4  
 ※グラフ内の数字は地方公共団体数



地域別の平準化率の平均値(市区町村)

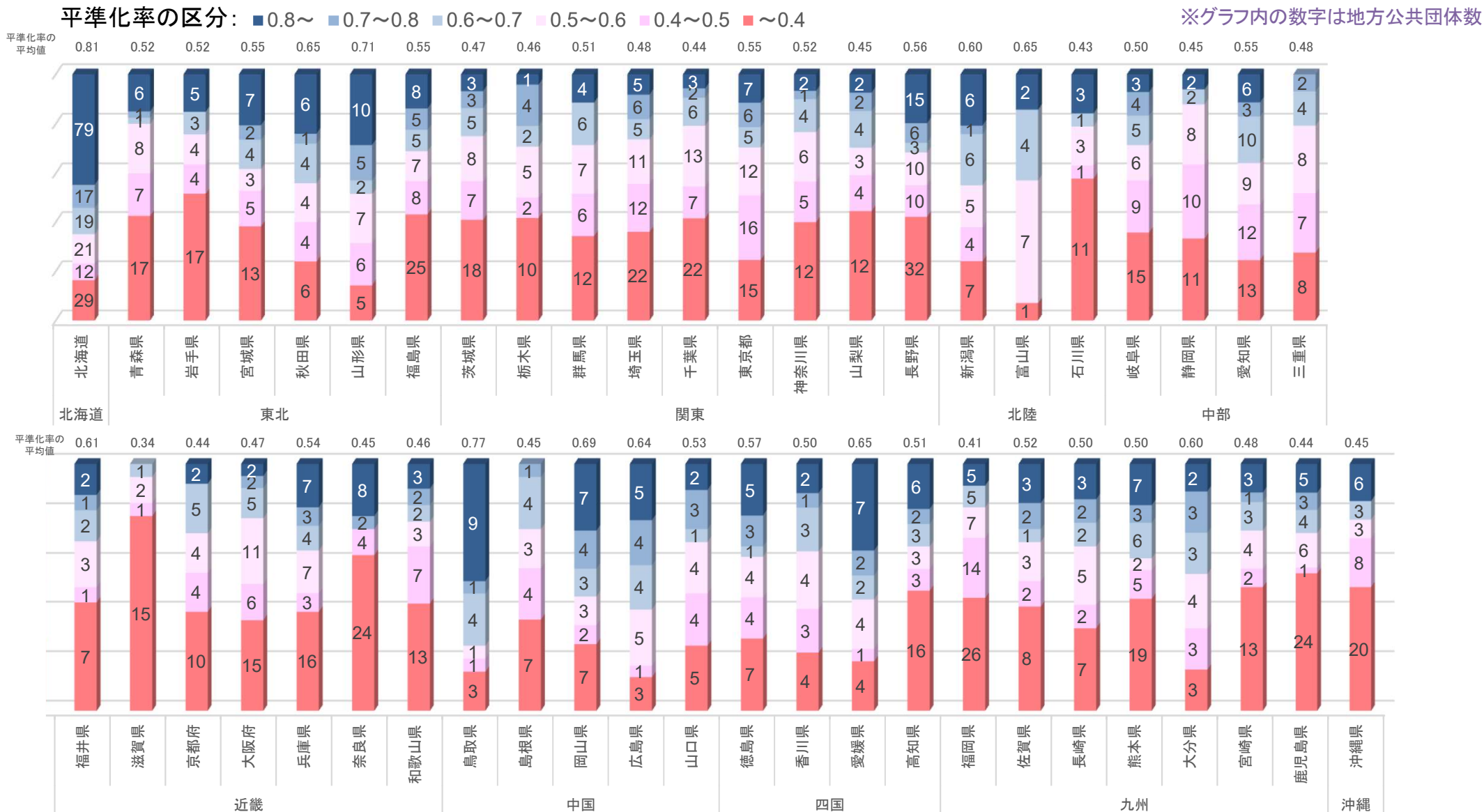
全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄県
0.55	0.81	0.58	0.50	0.56	0.50	0.47	0.62	0.55	0.47	0.45

※平準化率の定義: 4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数  
 ※都道府県の平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出(1件当たり500万円以上の工事を対象)  
 ※市区町村の平準化率は、「令和2年度入契適正化法に基づく実施状況調査(令和3年1月時点速報値)」を基に算出(1件当たり130万円以上の工事を対象)

※地域区分  
 北海道: 北海道  
 東北: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県  
 関東: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県  
 北陸: 新潟県、石川県、富山県  
 中部: 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県  
 近畿: 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
 中国: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県  
 四国: 徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
 九州: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県  
 沖縄: 沖縄県

○ 見える化に当たっては、都道府県別に、全市区町村の平準化率を公表する予定

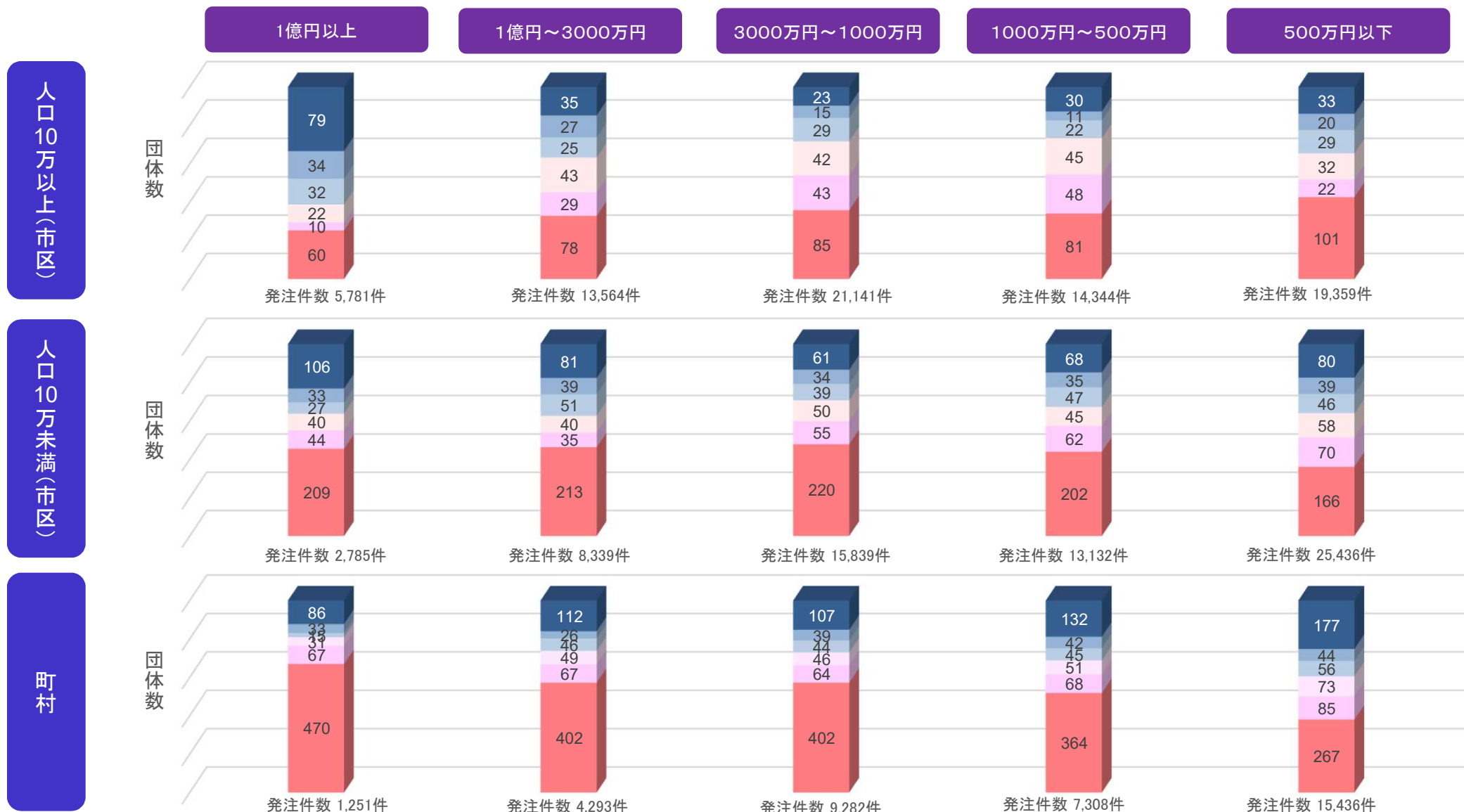
## 各都道府県における平準化率別の市区町村の構成割合



※市区町村の平準化率は、「令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和3年1月時点速報値）」を基に算出（1件当たり130万円以上の工事を対象）

今回の見える化から、市区町村については、工事規模別の平準化率についても各自治体ごとに公表予定※

※今回は平準化統一フォーマットを活用した約1,400市町村について公表予定



※市区町村の平準化率は、「令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査（令和3年1月時点速報値）」を基に算出（1件当たり100万円以上の工事を対象）  
 ※有効回答数1,398団体（平準化統一フォーマットを提出した市区町村）

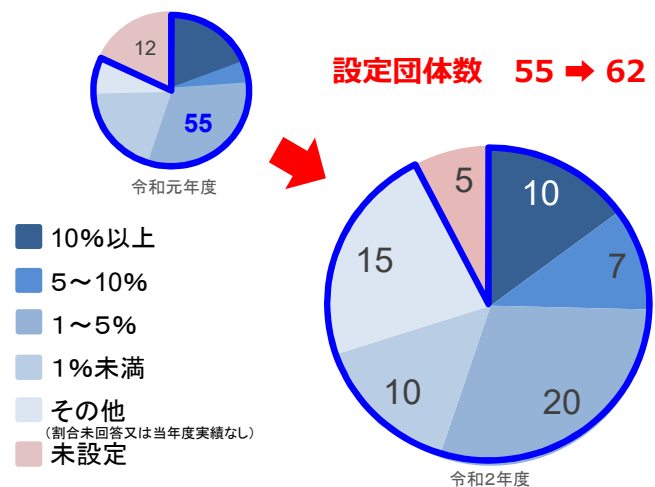
平準化率の区分：■0.8～ ■0.7～0.8 ■0.6～0.7 ■0.5～0.6 ■0.4～0.5 ■～0.4

- **人口10万以上の団体を中心に、債務負担行為の設定団体数は増加**
- **すでに債務負担行為を活用している団体においても、全体の発注に占める債務負担行為の設定割合が向上**
- **今後は、債務負担行為の活用の深化に加えて、人口10万未満の自治体でも取組を促進する必要**

都道府県・指定都市

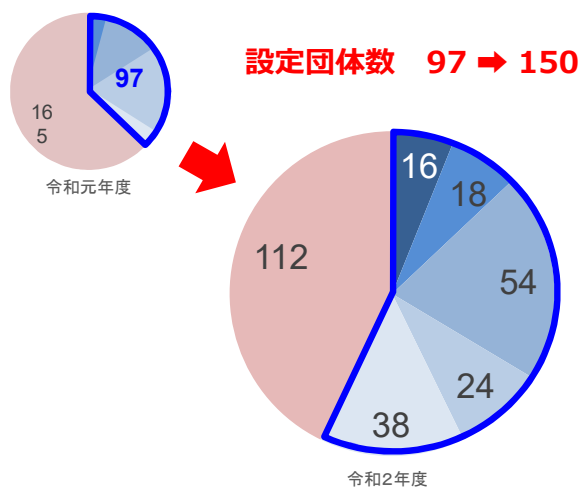
全67団体

工期1年未満の工事における  
債務負担行為の設定



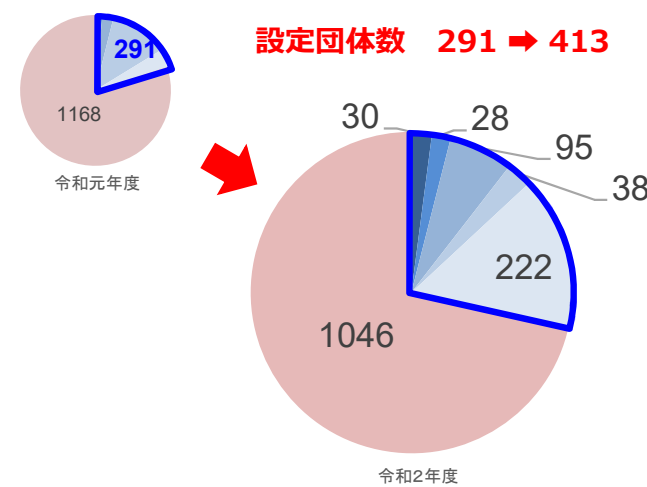
人口10万以上

全262団体(市区)

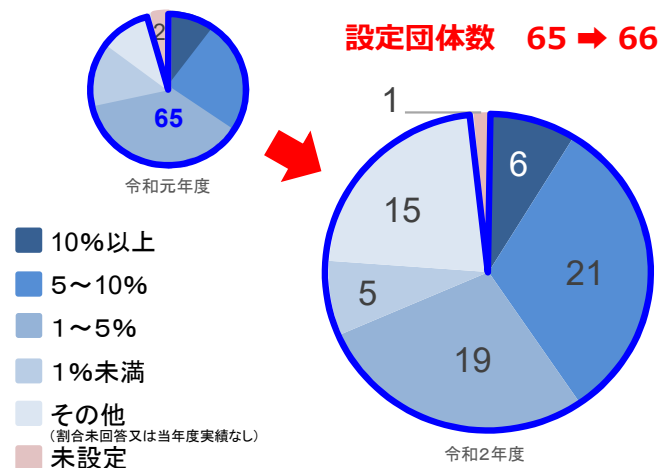


人口10万未満

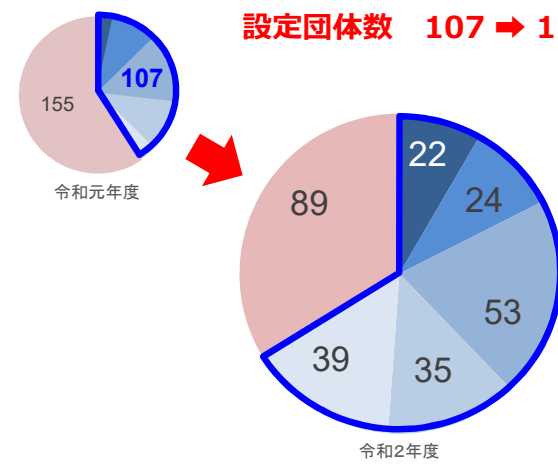
全1459団体(市区町村)



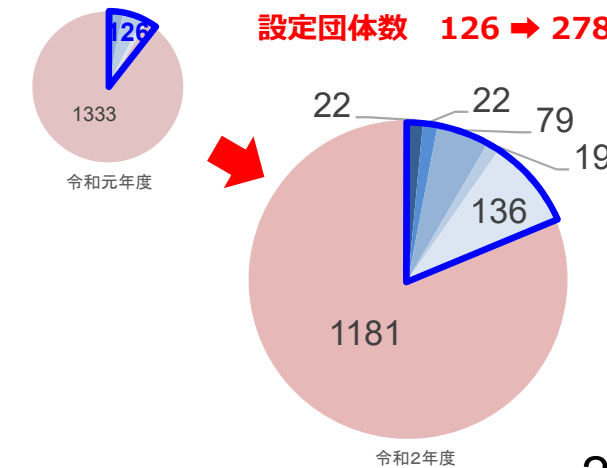
ゼロ債務負担行為の設定



設定団体数 107 → 173



設定団体数 126 → 278



○ **速やかな繰越は、人口10万以上の市を中心に活用が大きく進展**

○ 柔軟な工期の設定は、人口10万以上の団体を中心に取組の実施団体が増加しているが、未活用の団体も多い状況

都道府県・指定都市

全67団体

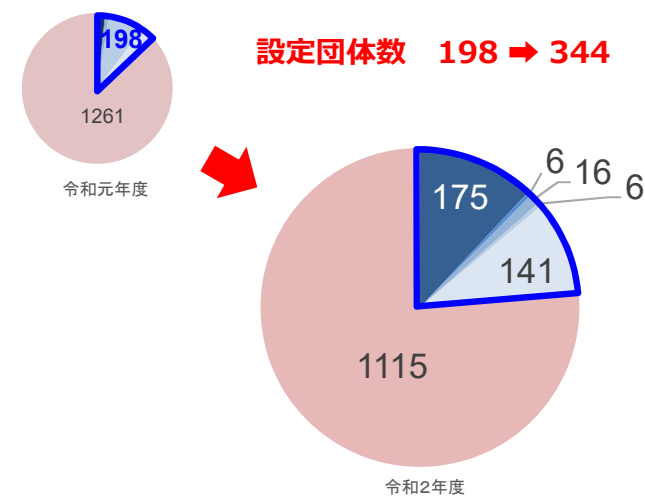
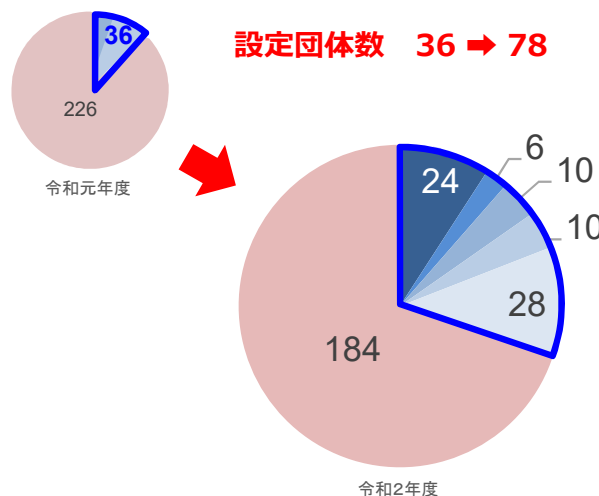
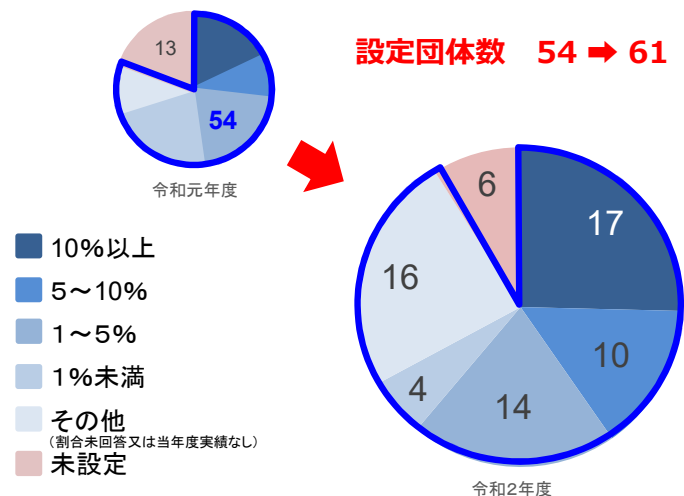
人口10万以上

全262団体(市区)

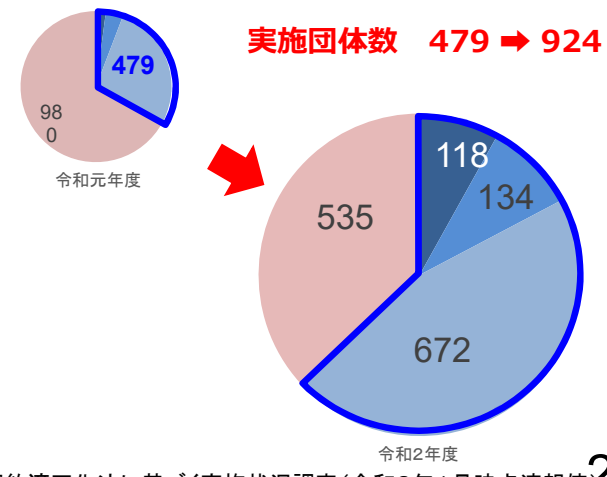
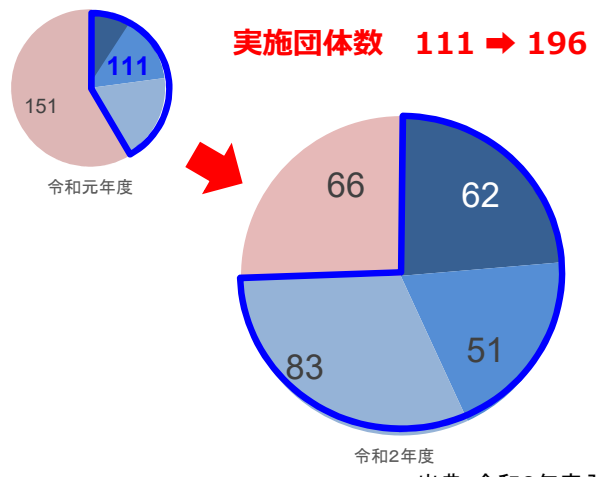
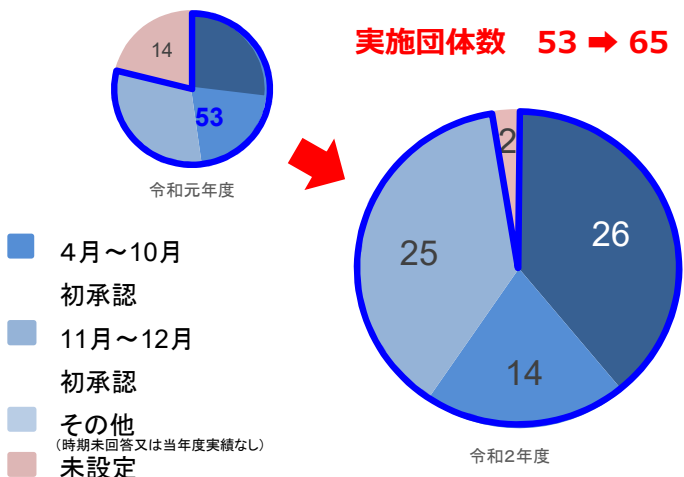
人口10万未満

全1459団体(市区町村)

柔軟な工期の設定



速やかな繰越手続の実施

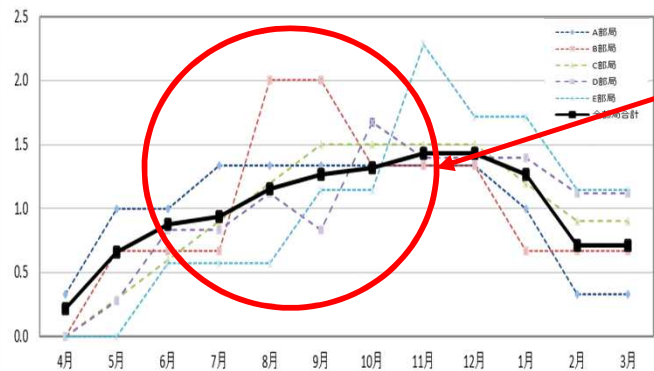


- 自治体自ら平準化の実態を管理し改善につなげるため、統一フォーマットを導入。全国1,721団体のうち約1,500団体が活用
- 統一フォーマットの工事情報等をもとに、自治体ごとに『平準化カルテ』を作成し、個別の働きかけや業界との連携に活用

### 『平準化統一フォーマット』の機能

平準化率や月別の工事発注件数等の管理のほか、発注見通しなどを踏まえて、平準化のシミュレーションを行うことが可能

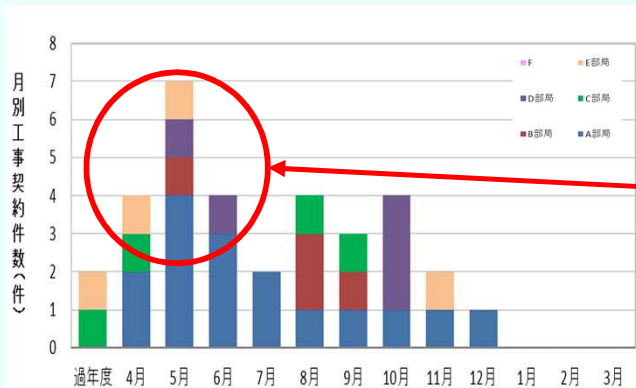
#### 月別の平準化状況



部局別や発注金額別にグラフ化して見える化

発注見通しを入力すれば、平準化率等の変化をシミュレーションすることも可能

#### 月別の工事発注件数

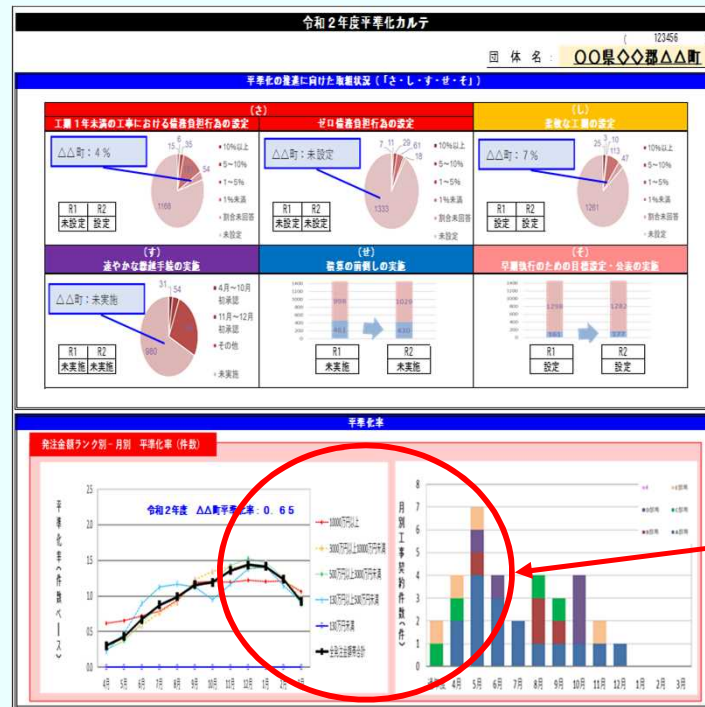


部局別や発注金額別に、自治体の発注時期の分布状況を視覚化

活用

### 自治体ごとに『平準化カルテ』を作成

『平準化統一フォーマット』をもとに、各自治体の平準化の具体的な取組状況や、工事規模別を含めた平準化の基本データを整理



「さしすせそ」の実施状況をデータ化

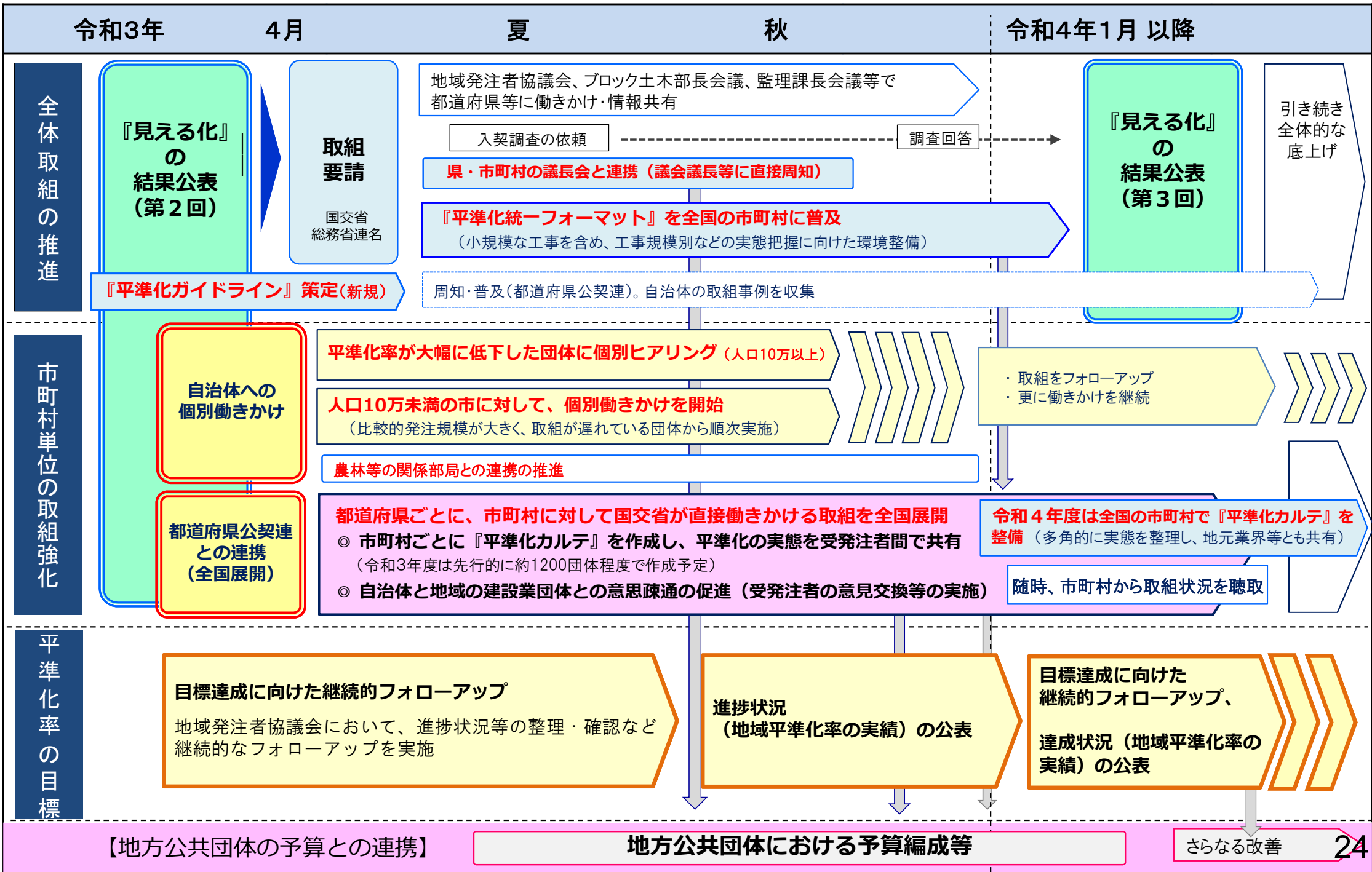
平準化率や発注時期の分布状況を把握

発注金額帯(契約金額帯)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平準
10000万円以上	0.61	0.66	0.72	0.79	0.94	1.19	1.20	1.19	1.22	1.20	1.21	1.06	0.66
3000万円以上10000万円未満	0.3	0.40	0.59	0.77	0.91	1.23	1.34	1.41	1.30	1.41	1.20	0.97	0.44
500万円以上3000万円未満	0.2	0.38	0.63	0.87	0.98	1.13	1.20	1.43	1.53	1.47	1.26	0.88	0.42
130万円以上500万円未満	0.23	0.48	0.89	1.13	1.17	1.13	0.95	1.17	1.38	1.42	1.14	0.92	0.53
全発注金額帯合計	0.30	0.43	0.67	0.88	0.99	1.16	1.19	1.36	1.44	1.41	1.24	0.93	0.65

工事規模別の平準化率を分析



# 【施工時期の平準化】 今後の平準化推進に向けたロードマップ



# [適正な工期設定] 工期に関する基準 (概要)

- 新・担い手3法成立を踏まえ、中央建設業審議会において、「工期に関する基準」を作成・勧告(令和2年7月)
- 当初契約や変更契約にあたり発注者及び受注者が考慮すべき事項の集合体であり、適正な工期を確保するための基準

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
  - (i) 多様な関係者の関与 (ii) 一品受注生産 (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
  - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方 (ii) 公共工事における考え方 (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因
  - 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間
  - 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
  - 建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保
- (3) イベント
  - 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件
  - 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式
  - 設計段階における受注者(建設業者)の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整
  - 工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請
  - 新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生
  - 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更
  - 当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他
  - 施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は別紙に整理

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
  - (i) 資機材調達・人材確保
  - (ii) 資機材の管理や周辺設備
  - (iii) その他
- (2) 施工
  - (i) 基礎工事 (ii) 土工事 (iii) 躯体工事
  - (iv) シールド工事 (v) 設備工事
  - (vi) 機器製作期間・搬入時期 (vii) 仕上工事
  - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響 (ix) その他
- (3) 後片付け
  - (i) 完了検査 (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
  - (iii) 原型復旧条件

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

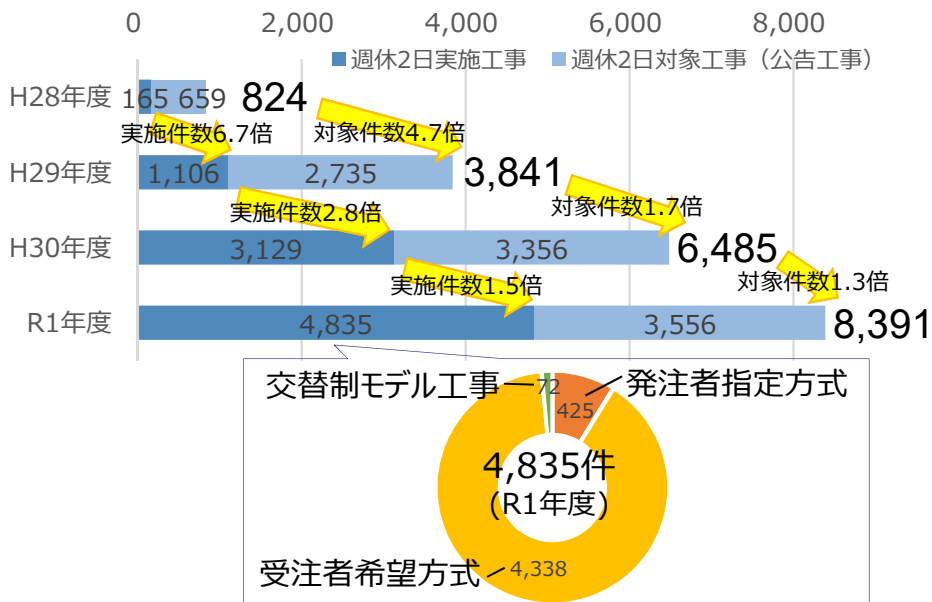
- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
  - 駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
  - 受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
  - 本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

- 直轄工事において、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施している。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進する。

## 週休2日工事の実施状況 (直轄)



## 週休2日の推進に向けた取組

### ■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- R2年度より、共通仮設費、現場管理費の補正係数を見直し、必要経費を計上する試行を継続。
- 受注者希望方式の積算方式も、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費の積算を行う。 ※()は空港土木

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02(1.01)	1.03(1.02)	1.04(1.03)
現場管理費率	1.03(1.01)	1.04(1.03)	1.06(1.04)

週休2日の実施により、現状より工期が長くなるに伴う必要経費に関する補正

### ■ 週休2日交替制モデル工事の試行

- R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。

休日率	4週6休以上 7休未滿	4週7休以上 8休未滿	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05

※現場施工体制(技術者・技能労働者)の確保に特別な費用等が必要となる場合は協議

### ■ 工事成績評定による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

## 週休2日工事の実施状況 (都道府県・政令市(計67団体))

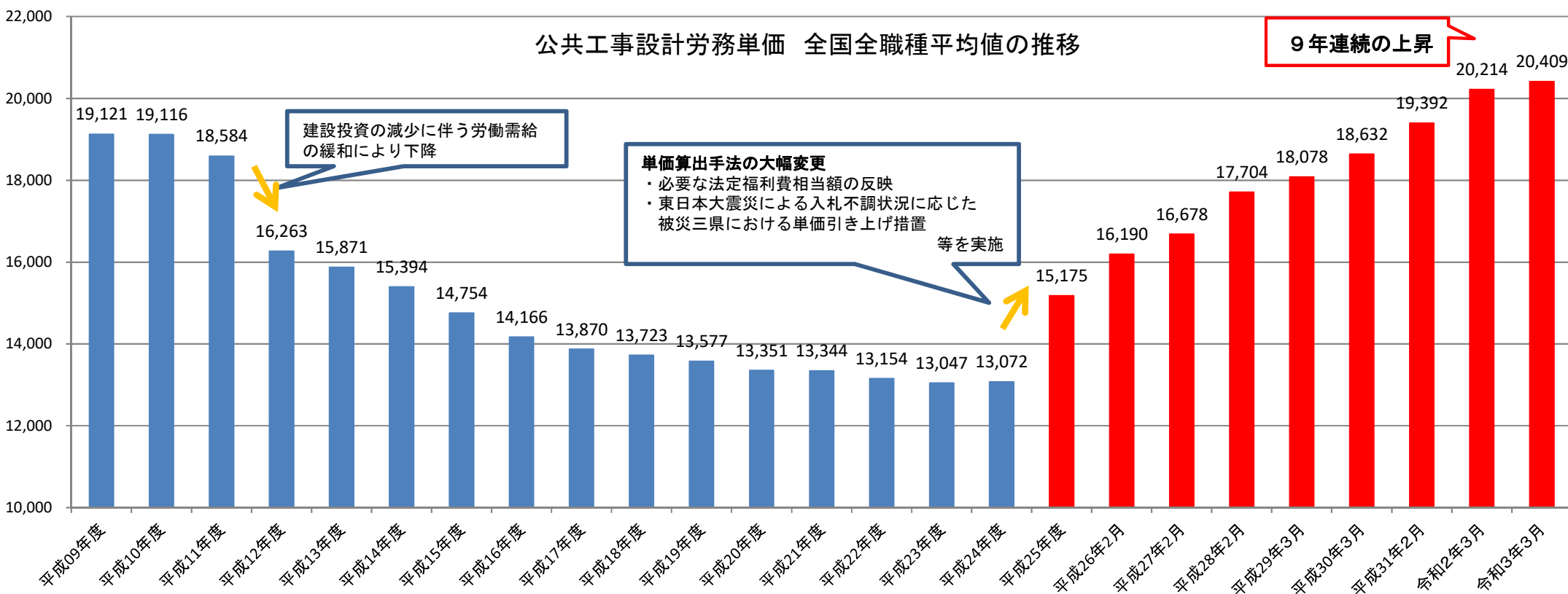
- H29年度 : 実施済 39 団体
- H30年度 : 実施済 56 団体
- R1年度 : 実施済 66 団体

▶ 令和2年度は、原則全ての工事を「週休2日対象工事」として公告。

## 2. 予定価格の適正な設定や処遇改善の取組

# 令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種平均値は新型コロナウイルスの影響を踏まえた特別措置を実施し**9年連続の上昇**



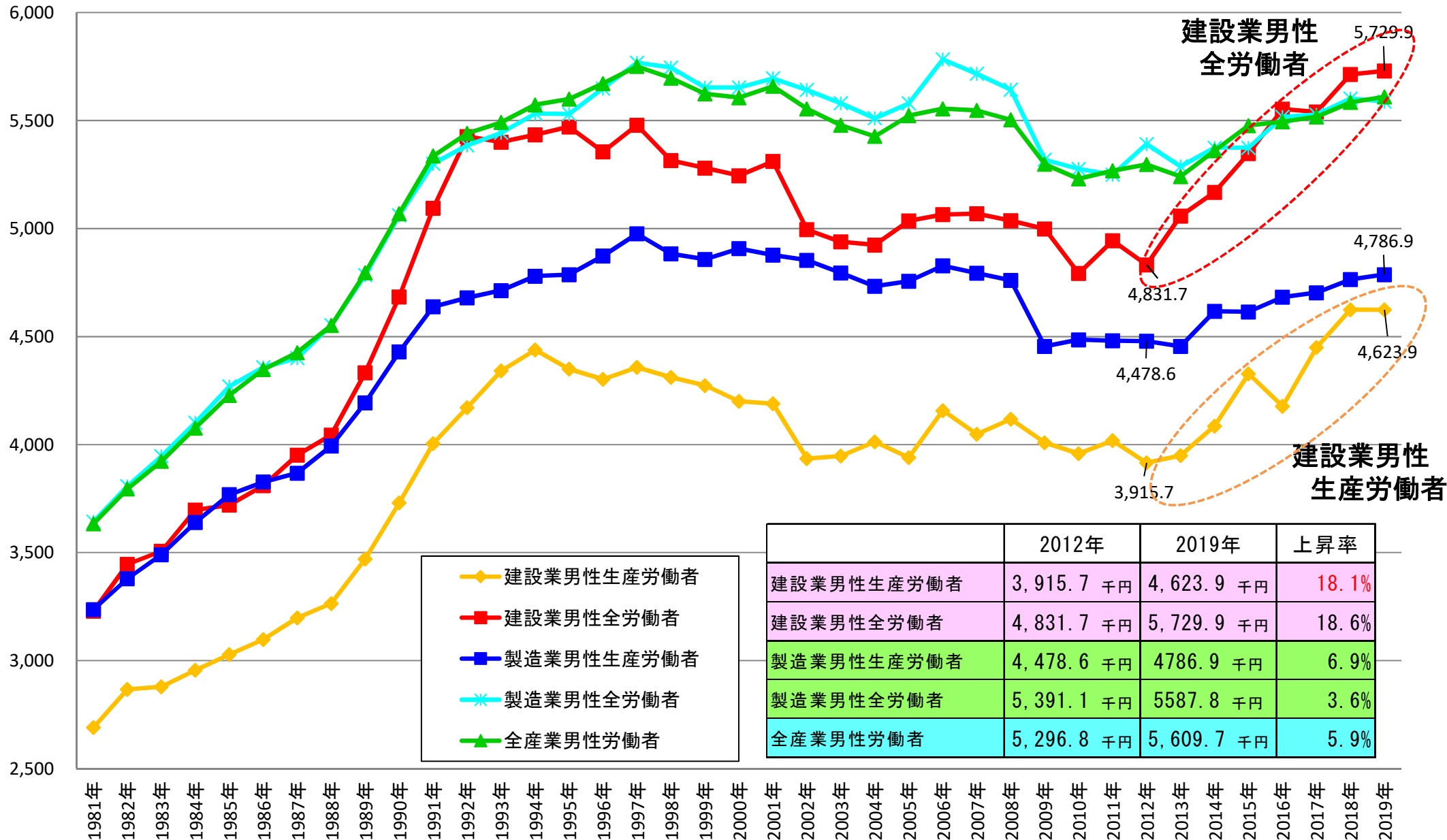
注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出し、今年度は令和2年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出した。  
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	H24比
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	+53.5%
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	→ +1.9%	→ +3.6%	→ +2.9%	→ +0.6%	+69.8%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。28

(千円)



(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

- 平成26年 品確法等改正により、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするいわゆる歩切りは、品確法に違反することが明確化
- 総務省とも連携し、歩切りを行っている地方公共団体に対して、あらゆる機会を通じて早期の見直しを要請し、平成28年4月にすべての地方公共団体が、歩切りを廃止(※)することを決定

全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

平成27年  
1月の状況

(注)「歩切り」を行っている理由について 未回答の1団体を除いた状況。

設計書金額と予定価格が同額である団体  
**1,031団体**

端数処理等を行っている団体  
**297団体**

慣例、自治体財政の健全化等のため「歩切り」を行っている団体  
**459団体**

平成28年  
2月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体  
(同額とする予定の団体を含む)  
**1,528団体**

端数処理等を行っている団体  
(端数処理等に変更予定の団体を含む)  
**252団体**

「歩切り」を行っている団体  
**8団体**

平成28年  
12月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体  
**1,598団体** (同額とする予定又は見直す方向で検討中の**5団体**を含む)

端数処理等を行っている団体  
**190団体**  
端数処理等に変更予定の**1団体**を含む

「歩切り」を行っている団体  
**0団体**

平成30年  
10月の状況

設計書金額と予定価格が同額である団体  
**1,669団体** (同額とする予定又は見直す方向で検討中の**3団体**を含む)

端数処理等を行っている団体  
**119団体**

「歩切り」を行っている団体  
**0団体**

(※)設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。  
(※)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

- 競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが原則(会計法、地方自治法)
- ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**※又は**最低制限価格制度**の適切な活用を徹底。  
また、**低入札調査基準価格の適宜の見直し**を推進

※低入札価格調査基準に基づいて算出した価格を下回った場合、履行可能性の調査を実施し、当該価格では履行可能性が認められない場合には、排除

## 取組状況

- H27. 2 総務省と連名で、地方公共団体にダンピング対策の強化を要請 (未導入団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し)
- H28. 4 低入札価格調査基準の改定 (現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ)
- H29. 4 低入札価格調査基準の改定 (直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ)
- H31. 4 低入札価格調査基準の改定 (調査基準の範囲を0.70~0.90→0.75~0.92に引上げ)

### 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況 ~95団体が未導入~

区分	都道府県	指定都市	市区町村
低入札価格調査制度を 導入済み	47	20	762
	100.0%	100.0%	44.3%
最低制限価格制度を 導入済み	44	20	1509
	93.6%	100.0%	87.7%
いずれの制度も未導入	0	0	95
	0%	0%	5.5%

<未導入団体の推移>

H18	484	団体
H20	359	団体
H24	232	団体
R1	95	団体

### 低入札価格調査基準の改定状況 ~約3分の2の市区町村では低水準~

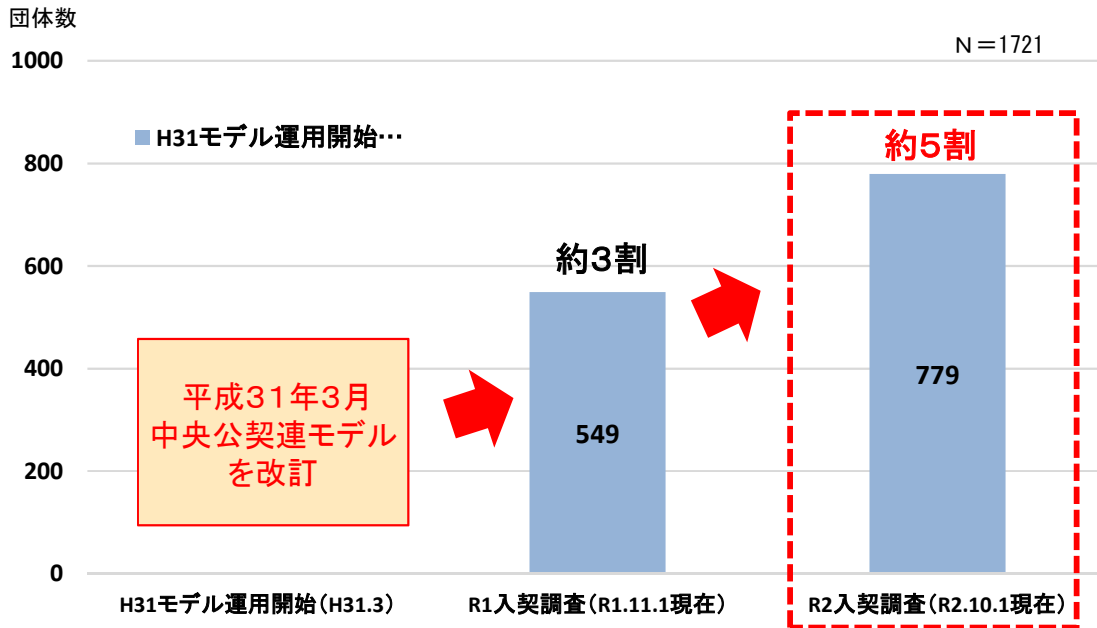
区分	都道府県	指定都市	市区町村
H31.4中央公契連モデル以上	17	3	37
	36.2%	15.0%	4.9%
H31.4中央公契連モデル相当	23	5	219
	48.9%	25.0%	28.7%
上記以外	7	12	506
	14.9%	60.0%	66.4%

【範囲】  
 予定価格の7.5/10~9.2/10  
 【計算式】  
 ・直接工事費×0.97  
 ・共通仮設費×0.90  
 ・現場管理費×0.90  
 ・一般管理費等×0.55  
 上記の合計額×1.10

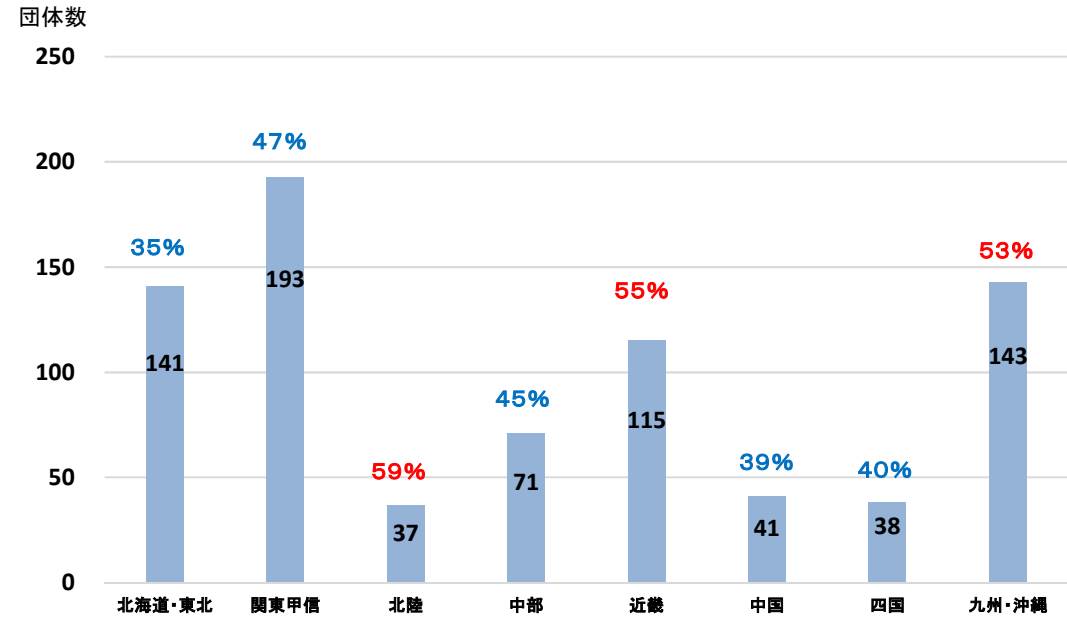


- 最新の中央公契連モデル(調査基準の範囲を0.75~0.92に引上げ)について、**現在、約5割の市区町村において採用**
- 中央公契連モデルを大きく下回る基準を設定している自治体について、今後、算定方式等の基準の見える化等を行う予定

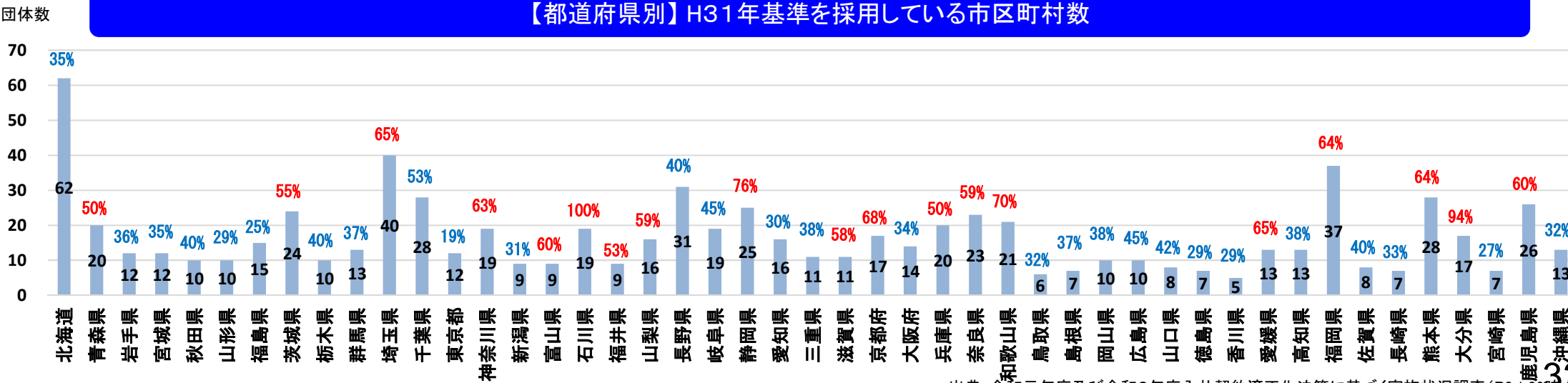
## 市区町村におけるH31公契連モデルの採用状況



## 【ブロック別】H31年公契連モデルを採用している市区町村数



## 【都道府県別】H31年基準を採用している市区町村数



出典: 令和元年度及び令和2年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査(R2.1.29時点)

# 市町村の入札契約の取組改善（都道府県公契連と連携した取組強化）

- 都道府県公契連との連携体制の強化について、総務省と連名で、地方公共団体に対して要請※（令和2年12月）  
国交省本省が直接、市町村に対して改善を働きかけ、ダンピング対策や平準化をはじめ、市町村レベルの入札契約の適正化を推進
- 加えて、公共工事の施工確保や建設キャリアアップなど、地方の公共発注者が連携して対応すべき政策課題についても推進

※「公共工事の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公契連との連携体制の強化について」（令和2年12月23日付け、総行第317号・国不入企第29号）

## 直近の開催状況（令和2年冬～春）

### 令和2年夏～秋

#### 【連携テーマ】

- 令和元年度入契調査の結果を踏まえた市町村の入札契約適正化

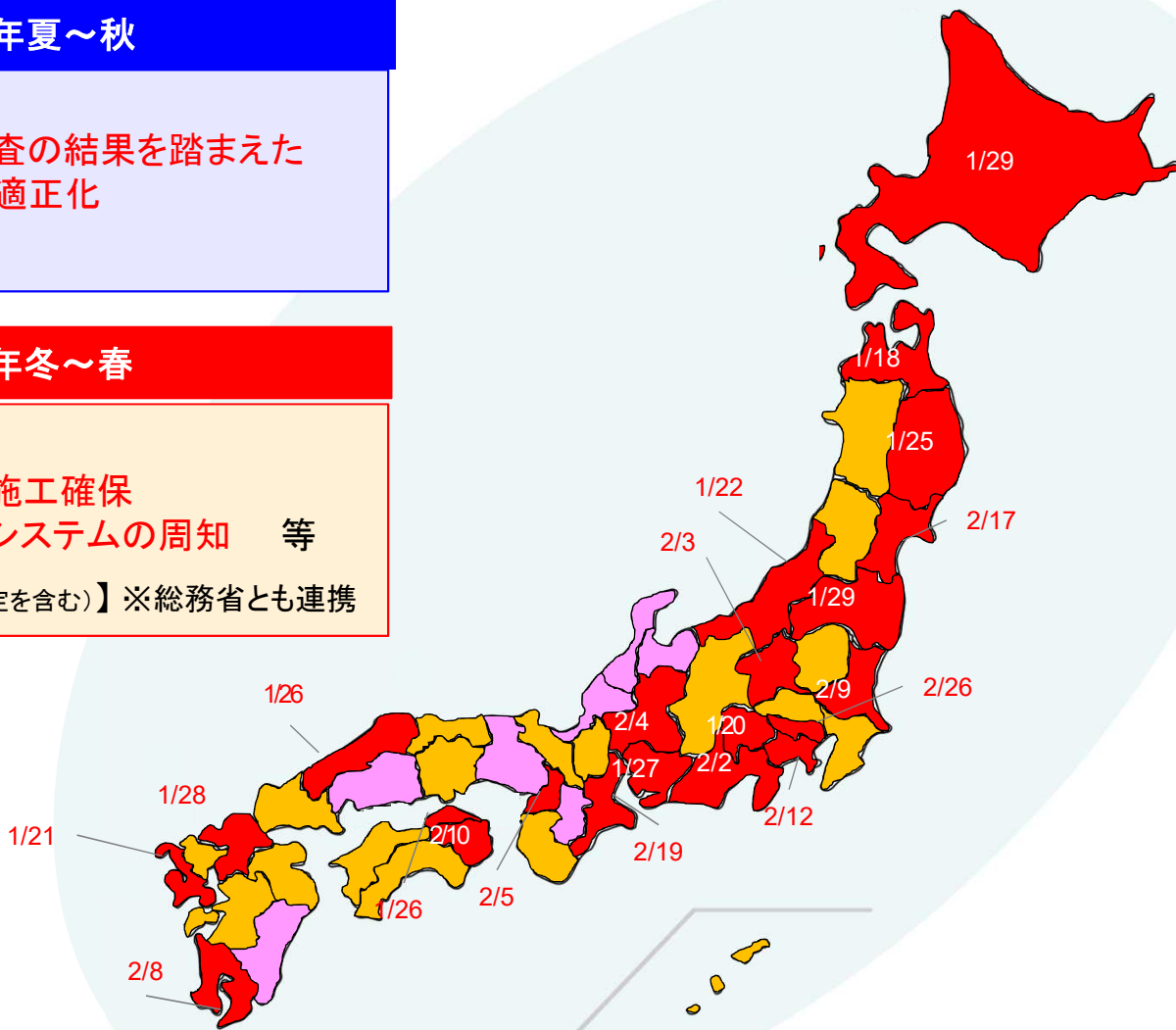
【28道府県で開催】

### 令和2年冬～春

#### 【連携テーマ】

- 公共工事の円滑な施工確保
- 建設キャリアアップシステムの周知 等

【29都道府県で実施（予定を含む）】※総務省とも連携



- 開催（予定含む）
- 開催調整中 ※書面含む
- 今年度実施済



（令和2年8月24日開催の徳島県公契連（WEB））



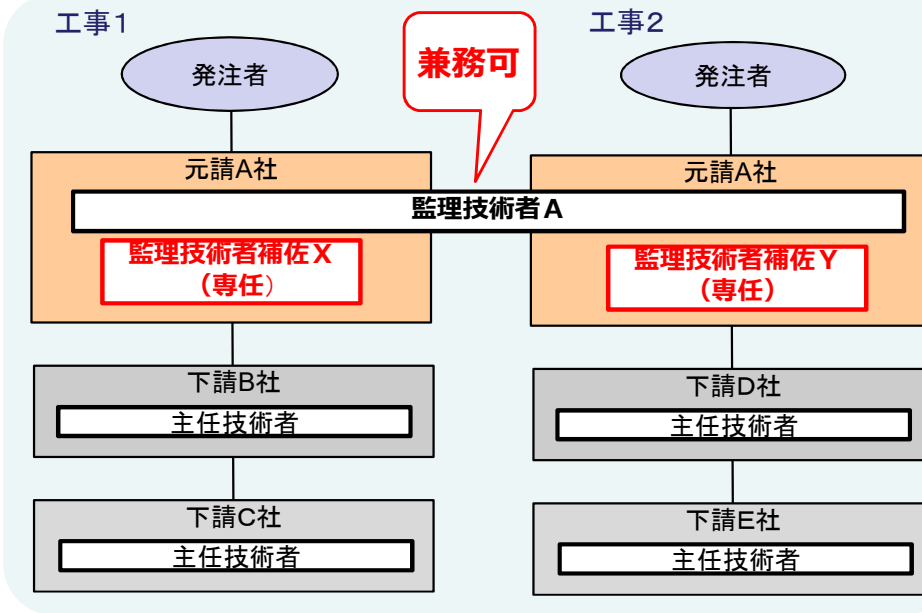
（令和2年10月20日開催の岡山県公契連）

### 3. 建設現場の技術者に関する規制の合理化

- 監理技術者を補佐する者を専任で配置することにより、元請の監理技術者の複数現場の兼務を可能とする
- 特定専門工事において、一定の要件を満たす場合、下請の主任技術者の配置を不要とする

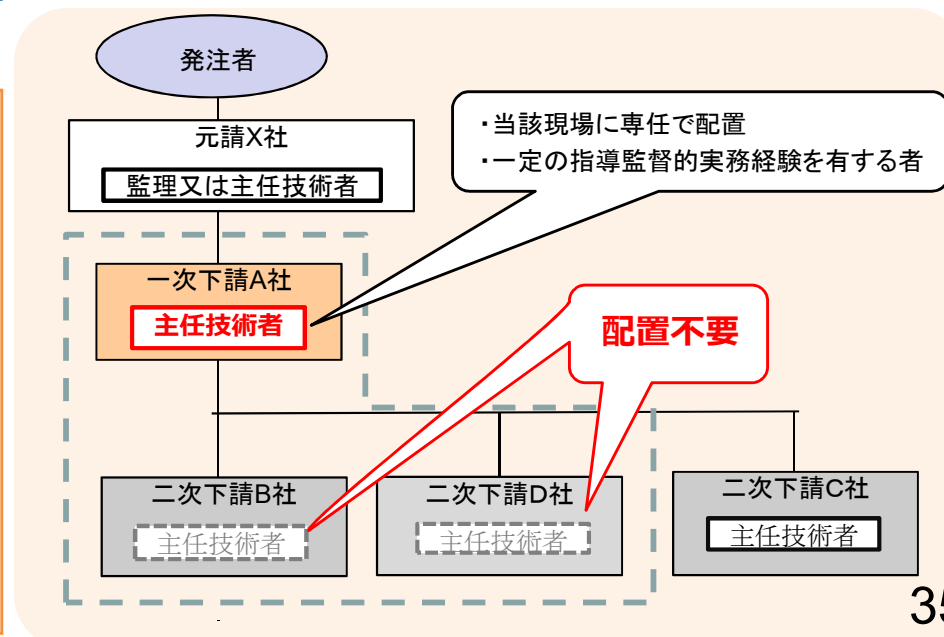
## 監理技術者の専任の緩和

- **改正法の概要**  
監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合、監理技術者の複数現場の兼務を認める
- **建設業法施行令・関係告示等**
  - ・監理技術者を補佐する者は、1級の施工管理技士補※等を対象と規定  
※法改正における技術検定制度の見直しに伴い創設される制度
  - ・兼務可能な現場数は2現場と規定
- **監理技術者運用マニュアル**  
兼任できる工事現場の範囲は、工事内容等を考慮し、元請としての職務を適正に遂行できる範囲とし、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい旨を明確化



## 主任技術者の配置義務の見直し

- **改正法の概要**  
特定専門工事(施工技術が画一的で、施工管理の効率化を図る必要がある専門工事)では、一定の条件※を満たす場合、元請等の主任技術者が、下位下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができる  
※元下間の合意、元請等の主任技術者をその現場に専任で配置すること等
- **建設業法施行令**  
特定専門工事は、下請代金が3,500万円未満の鉄筋工事・型枠工事と規定
- **監理技術者制度運用マニュアル**  
元請等が配置する主任技術者の要件の一つである「指導監督的実務経験」を明確化



## 技士補制度の創設

現行制度

改正後(令和3年4月施行)

技術検定

- ・ 学科試験
- ・ 実地試験

合格

※いずれも合格

技士



技術検定

第1次検定

合格

技士補

第2次検定

合格

技士

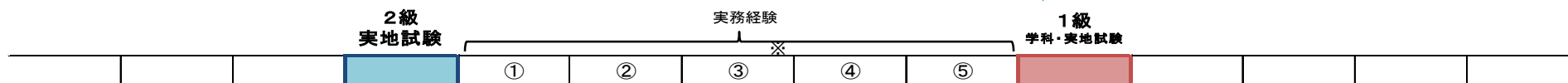
## 受検資格の見直し

- 2級の第2次検定合格者については、1級の第1次検定を受検するにあたり、1級相当の実務経験を不要とする

現行制度

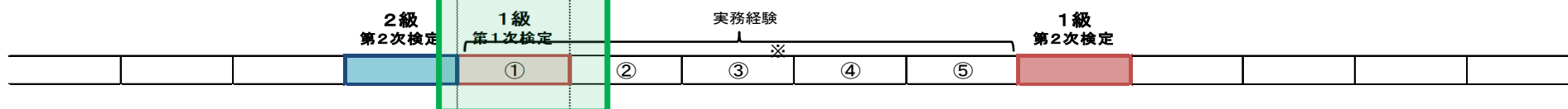
1級受験には所定の実務経験※が必要

※特定の実務経験を積んだ場合5年⇒3年に短縮



改正後(令和3年4月施行)

2級第2次検定合格後に1級第1次検定を受検可能に



- 17歳以上で受検可能な2級の第1次検定合格者には、2級技士補の称号が付与される

#### 4. 災害時の緊急対応等、 業務に関する発注関係事務の適切な実施に向けた取組

# 災害発生時における随意契約等の活用

- 改正品確法で、**災害時には、緊急性に応じて随意契約や指名競争入札等を適切に選択することを発注者の責務**として規定
- 災害発生時には、**地方公共団体に対して総務省と連名で通知※を発出し、随意契約等の活用について適切な対応を促進**

※「公共工事の円滑な施工確保について」（令和2年1月31日総行第24号・国土入企第47号）により通知するほか、個々の災害発生時においても適宜通知を発出

## 令和元年6月下旬からの大雨

（令和元年7月5日総行第74号・国土入企第6号）



土砂災害の状況（鹿児島市）



土砂災害の状況（鹿児島県南さつま市）

## 令和元年台風第19号（令和元年10月）

（令和元年10月15日総行第203号・国土入企第23号）



橋梁倒壊の状況（長野県上田市・千曲川）



堤防決壊の状況（宮城県丸森町・五福谷川）

## 令和2年7月豪雨

（令和2年7月7日総行第165号・国不入企第1号）



堤防決壊の状況（熊本県人吉市・球磨川）



土石流の状況（岐阜県高山市）

## <入札契約>

### ○ 入札契約の方法について

- ・ 発災直後から一定の間に対応が必要となる応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業については、随意契約を活用すること
- ・ 上記以外の当面の復旧工事等は、指名競争入札又は可能な限り手続きに要する期間を短縮した一般競争入札を活用すること

### ○ 入札及び契約で配慮すべき事項

- ・ 手続の簡素化・迅速化を行うこと
- ・ 透明性・公正性の確保すること
- ・ ダンピング対策を徹底すること
- ・ 特定調達契約の対象工事等でも期間短縮等が可能

### ○ その他

- ・ 災害復旧工事等の発注について、他の発注者との連絡を密に行うこと

※災害復旧工事等:災害応急対策、災害復旧に関する工事及び調査・設計・測量等

## <施工段階>

### ○ 工事の一時中止

- ・ 今般の豪雨災害により施工できなくなった工事について、的確に工事の一時中止を指示すること
- ・ 施工中の工事が被災していない場合においても、優先度の高い緊急復旧等の調査、計画検討、工事等への対応が必要であるときは、被災地における災害応急対策を優先して行うことができるよう、当該施工中の工事について、施工会社の意向も踏まえ、工事の一時中止を指示すること
- ・ なお、繰越等の措置を適切に講ずること

### ○ 前金払の適切な実施

- ・ 受注者である建設企業の意向も踏まえ、出来る限り速やかに前金払を行うこと
- ・ 暫定契約書などを活用し、積極的に前金払を行うこと

※調査、設計、測量等の業務も同様

## <設計・積算>

### ○ 適切な予定価格の設定

- ・ 見積りを活用するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること

### ○ 適切な代金の支払い

- ・ 工事費の精算に当たり、直接工事費の材料単価の変動については、単品スライド条項を適切に実施すること
- ・ 遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めること



# 業務に関する発注関係事務の実施状況 （『発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査』）

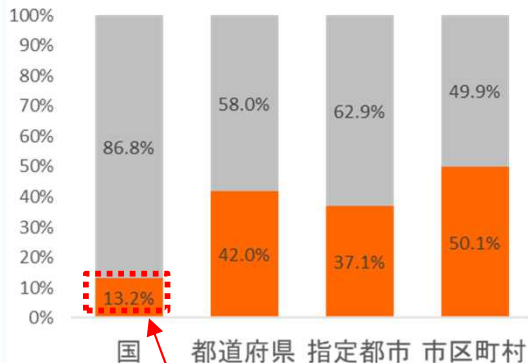
- 令和元年度より、業務（測量、土木・建築コンサル、地質調査）に関する発注関係事務の実施状況を調査・公表（令和2年10月）
- 今後、都道府県公契連や発注者協議会等を通じ、地方公共団体における取組改善を促進

## 履行時期の平準化の状況

### 第1～3四半期と第4四半期の発注割合

（グラフ内の数字は対象の期における発注件数の割合）

■ 第1四半期～第3四半期 ■ 第4四半期



○ 都道府県や市区町村は、約半数の業務を第1～3四半期に発注しているのに対し、国では、約1割にとどまる

年度当初からの予算執行の徹底、債務負担行為の積極的な活用、繰越明許費の適切な活用等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の履行時期の平準化を推進

国は第1～3四半期の発注が約1割にとどまる

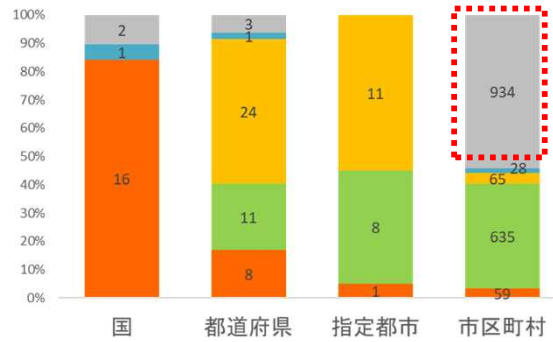
※グラフ内の割合は各業種ごとの平成30年度発注総計に占める第1四半期～第3四半期と第4四半期の割合

## ダンピング対策の状況

### 低入札調査価格等の導入状況

（グラフ内の数字は機関数）

■ 4業種全て低入札価格導入済 ■ 4業種全て最低制限価格導入済  
 ■ 併用 ■ 一部導入済  
 ■ 未導入



○ 国、都道府県、指定都市では、平成26年の品確法改正以降、ダンピング対策（低入札調査価格・最低制限価格の導入）が進捗  
 ○ 市区町村では約半数が未導入

特に導入の遅れている発注者に対し、導入済の発注者の取組状況を共有し、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を推進

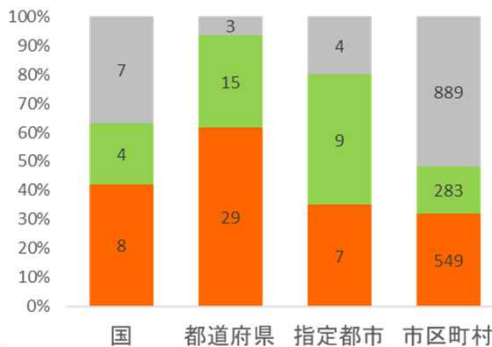
※4業種は、測量・建築コンサルタント・土木コンサルタント・地質調査

## プロポーザル方式・総合評価落札方式の導入状況

### プロポーザル方式の導入状況

（グラフ内の数字は機関数）

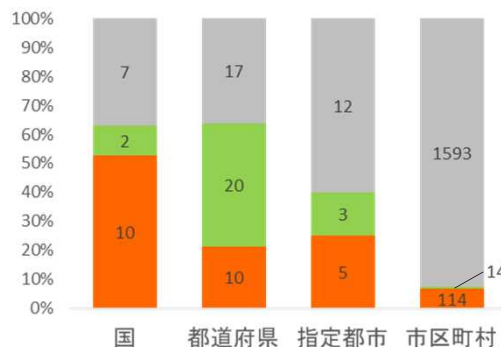
■ 4業種全て導入済 ■ 一部導入済 ■ 未導入



### 総合評価落札方式の導入状況

（グラフ内の数字は機関数）

■ 4業種全て導入済 ■ 一部導入済 ■ 未導入



### 都道府県の取組事例

（ブロック監理課長等会議アンケートより）

● 業務に求められる技術力によって、プロポーザル方式・総合評価落札方式・価格のみの指名競争入札等の総合的な使い分けを行っている。（群馬県）

● 「設計業務にかかる発注方式選定フロー」により、総合評価、価格競争、プロポ、随意規約を選定することとしている。（三重県）

○ プロポーザル方式は、国、都道府県、市区町村等の概ね半数以上が導入済。特に都道府県・指定都市では、多くの発注者が導入済  
 ○ 総合評価落札方式は、相対的に導入が進んでいない状況

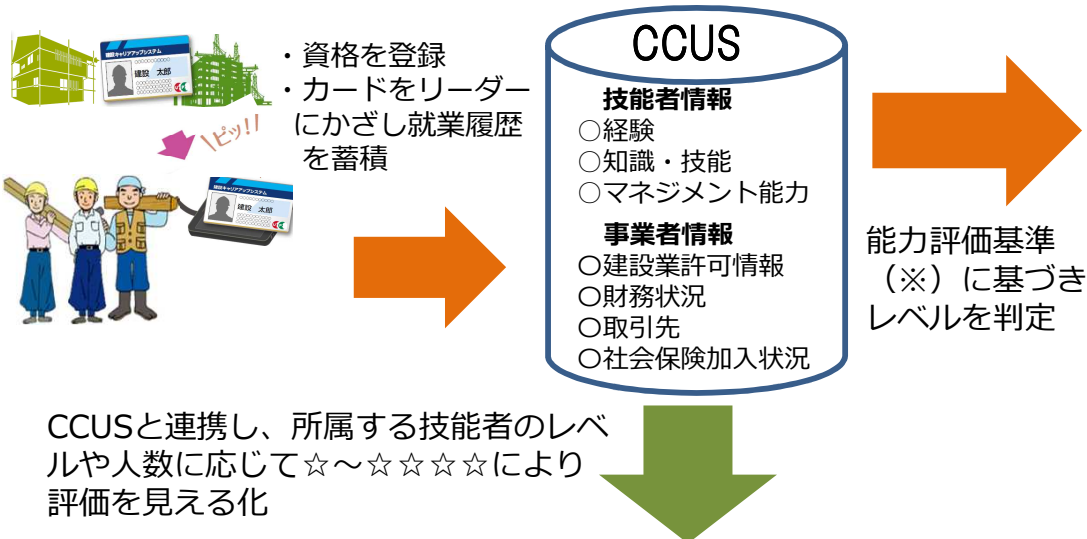
各発注者に対して、適切な入札契約方式を選択することの重要性について、引き続き普及啓発

# 建設キャリアアップシステムの普及促進

---

- 「建設キャリアアップシステム (CCUS)」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの

## 業界横断的な経験・技能の蓄積



## 専門工事企業の見える化

項目区分	項目	申請内容 (イメージ)
基礎情報 ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	〇〇年
	財務状況等	〇〇指標 取引銀行；△△銀行〇〇支店 取引先；●●建設、▼▼工務店
施工能力 ☆☆☆☆	社員数	〇〇名 (直用)
	専門工事業団体加入	専門工事業団体に加入
コンプライアンス ☆☆☆☆	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	■●病院、□□ビル 建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入

## 建設技能者の能力評価

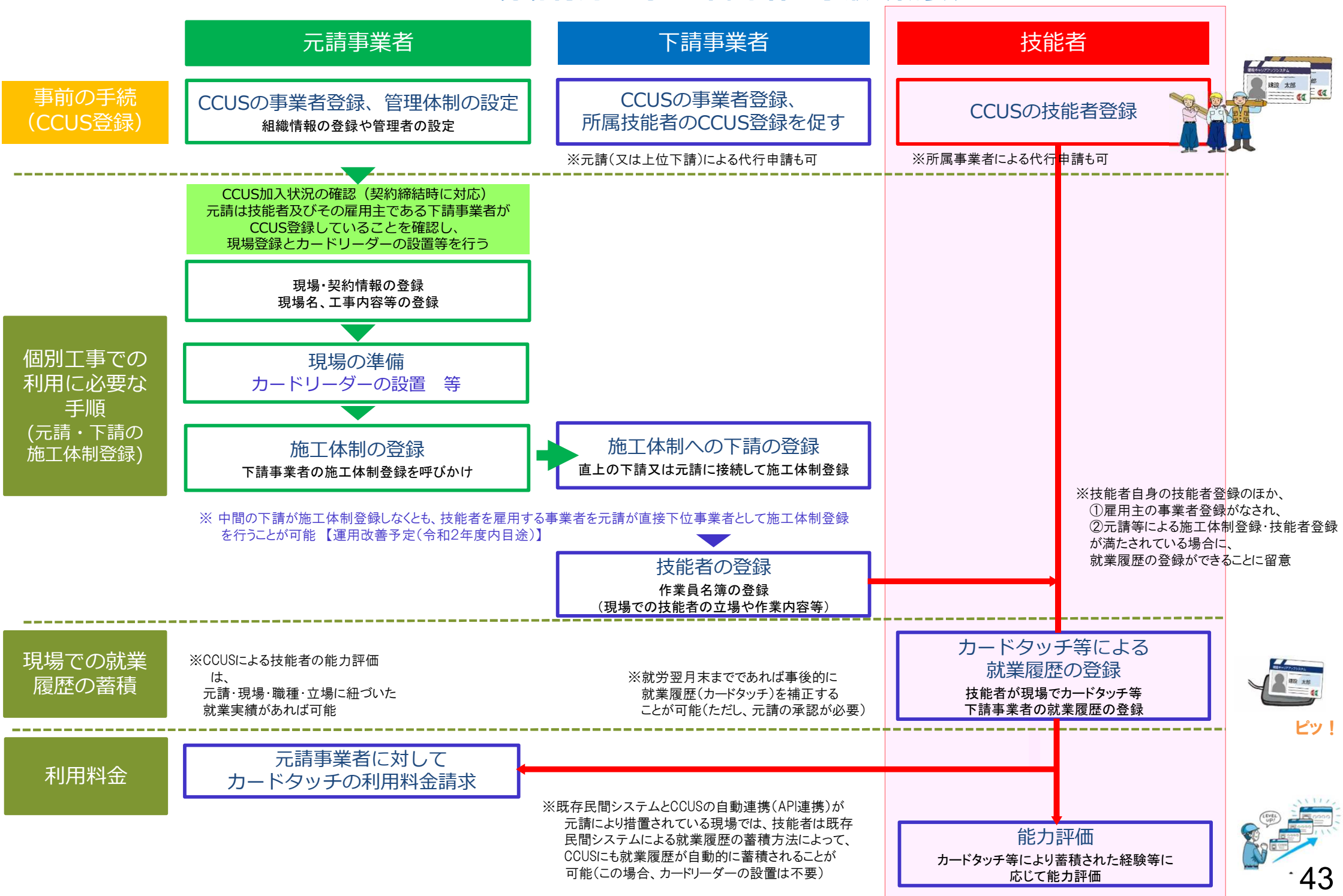


※専門工事業団体等が職種毎の能力評価基準の策定・能力評価の実施

(例) 各職種における賃金目安

呼称	団体	賃金目安 (年収) の設定額		
		レベル2	レベル3	レベル4
型枠技能者	(一社)日本型枠工事業協会	550万円	640~590万円	820~620万円
機械土工技能者	(一社)日本機械土工協会	400万円	600万円	700万円
トンネル技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会	750~500万円	1100~850万円	1200万円
基礎ぐい工事技能者	(一社)全国基礎工事業団体連合会	462~344万円	673~576万円	723~620万円

# CCUSの現場利用に向けた関係者の手順（概要）



## 令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策

### I CCUSと建退共の連携: CCUSに蓄積される就業履歴情報により、**建退共掛金が充当**

⇒ 令和3年度より、電子申請方式と同時にCCUSの本格活用をスタート

### II 社保加入確認: 建設技能者の現場入場時の社会保険加入の確認において**CCUS活用を原則化**

⇒ 令和2年10月よりガイドラインを改定し、現場での運用スタート

### III 公共工事等での活用: 国直轄工事での**CCUS義務化・活用推奨モデル工事**の実施、地方自治体発注工事での**CCUS活用**の取組

⇒ 令和3年度に国直轄等でCCUS活用工事の対象拡大  
市町村を含む地方自治体への働きかけを強化

## レベルに応じた賃金支払いの実現と更なる利便性・生産性向上の施策

○レベルに応じた賃金支払い: レベルに応じた**賃金目安の設定**、下請けによる**職長手当等マネジメントフィーの見積への反映**・元請による**見積尊重**

⇒ 専門工事業団体の標準見積書改定に向けたWGを開催

○更なる利便性向上: **顔認証入退場の推進**、マイナポータルとの連携

⇒ 令和元年度・2年度補正予算を活用し開発の検討、実証事業実施等

## 意見交換会の概要

R2.11.30

赤羽大臣と建設業4団体(日建連・全建・全中建・建専連)との意見交換  
:防災・減災、国土強靱化の取組の推進や建設キャリアアップシステムの  
更なる普及・定着に向けた今後の取組について意見交換



- 建設キャリアアップシステム(CCUS)について官民施策パッケージを深化させるため、大臣から事務方に以下について指示。
  - ・令和3年度に国直轄工事等でCCUS活用工事の対象拡大
  - ・公共事業労務費調査においてCCUS登録者の賃金実態の調査・分析
  - ・市町村を含む地方公共団体発注工事におけるCCUS活用について働きかけを強化
- 大臣より4団体に対し、「業界共通の制度インフラ」として育て、定着させるため、現場での加入促進や技能者が確実に就業履歴を蓄積できる取組を徹底するよう要請
- 4団体との間で、CCUSの普及・定着に向けて、官民をあげて取り組んでいくことを確認

○ 就業履歴数は順調に増加(R3. 1 月間約93万回)※

※2020年12月に初の100万回超え

○ 約7.3万の事業者※が登録

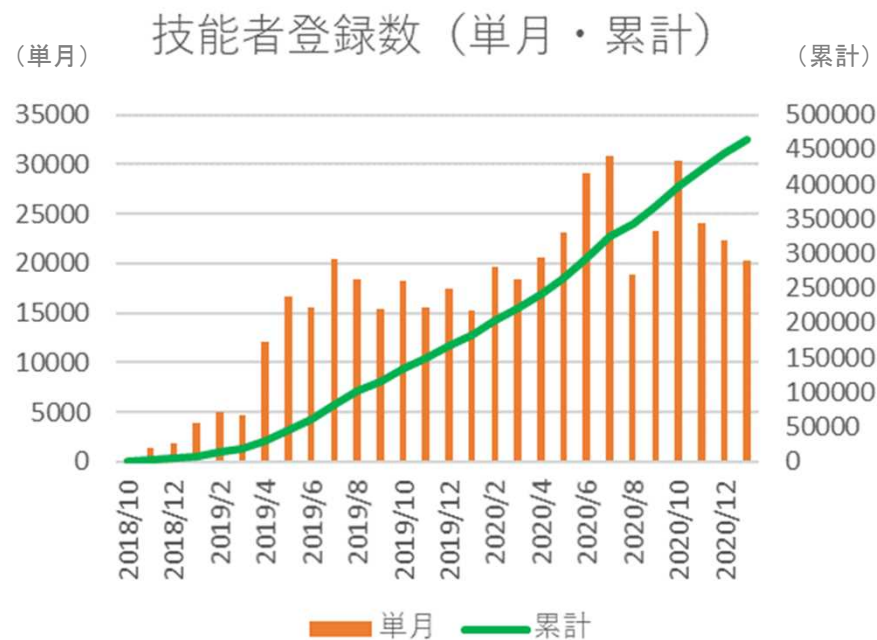
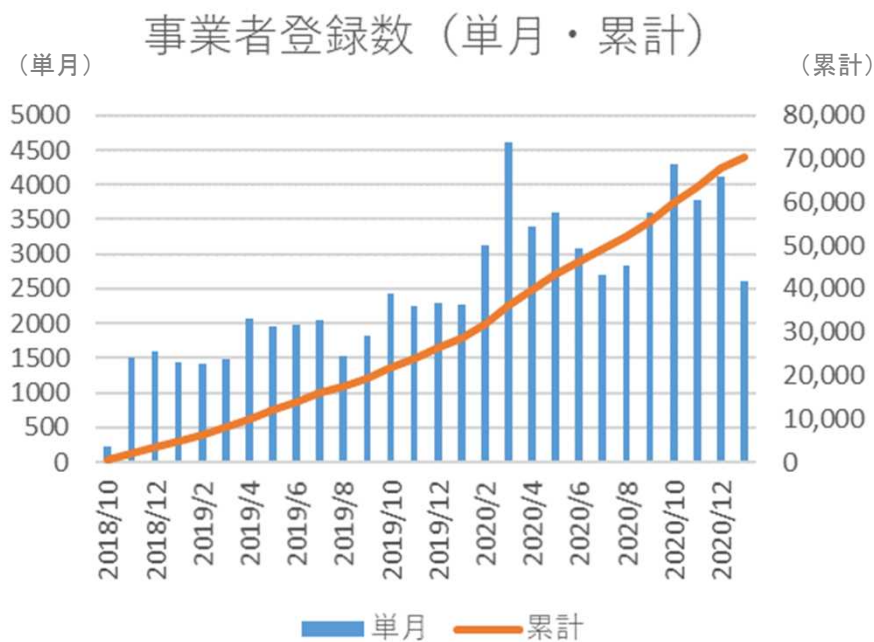
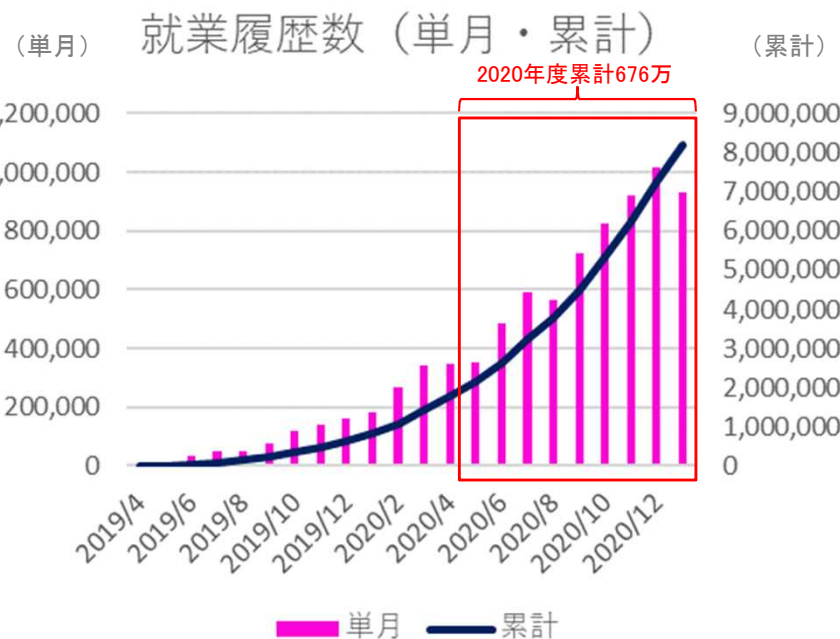
※一人親方を除く。一人親方を加えた数値は約9万事業者

○ 約46万の技能者が登録

(参考)

	技能者登録	(参考)技能者数	事業者登録	(参考)建設業許可
全国	463,614人 (14.3%)	3,240,000人	90,403者 (19.1%)	472,473者

(注)技能者登録、事業者登録数はR3.1末時点  
技能者数は労働力調査(総務省)のR元平均より国土交通省推計  
建設業許可数はR2.3末時点

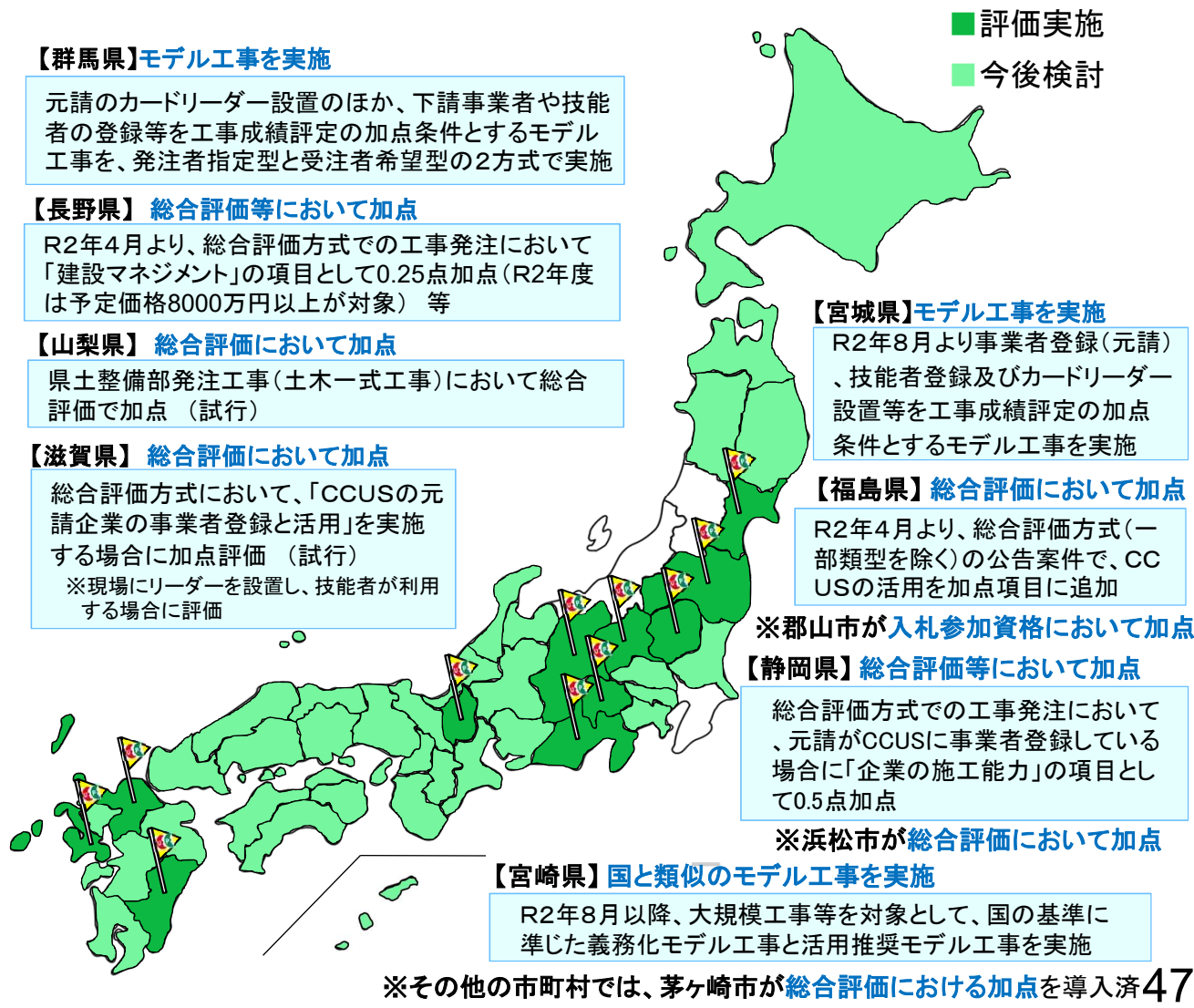


# 都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事の実施について、17の都道府県建設業協会において賛意を表明する動き（他に4協会が検討中）
  - 都道府県発注工事は、44団体で企業評価を導入又は検討中（11県が企業評価を導入、33都道府県で評価の導入を検討）
- ※令和2年4月、都道府県等に対して、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえ取組を要請

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		△	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府		△
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	●	兵庫県	●(予定)	△
秋田県		△	奈良県		△
山形県			和歌山県		△
福島県	●	◎	鳥取県		△
茨城県		△	島根県	●	△
栃木県	●	◎	岡山県	●	△
群馬県	●	●	広島県		△
埼玉県		△	山口県		△
千葉県			徳島県		△
東京都	●	△	香川県		△
神奈川県		△	愛媛県		△
新潟県			高知県	○	△
富山県		△	福岡県		○
石川県		△	佐賀県	○	△
福井県		△	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		△
長野県	●	◎	大分県		△
岐阜県	●(予定)	△	宮崎県	●	●
静岡県	●	◎○	鹿児島県	●	△
愛知県	●	△	沖縄県		△
三重県	○	△			

## 都道府県発注工事でのモデル工事等の実施状況 (R3.1.13 現在)



<直轄Cランク工事>  
● 都道府県建設業協会が賛同  
○ 協会において検討中

<都道府県工事での評価>  
● モデル工事の実施  
◎ 総合評価における加点  
○ 入札参加資格での加点  
△ 検討中  
国土交通省調べ 等



# インセンティブ導入済み都道府県における元請事業者の登録状況

## 都道府県発注工事におけるCCUS登録企業の受注状況（令和2年上半期）

※令和2年度上半期の発注工事の元請受注企業のうち、CCUSの事業者登録を行っている企業の受注割合。国土交通省調べであり、概数のため誤差があり得る

発注者	請負金額3億円以上	請負金額1億円以上	請負金額5千万円以上
	CCUS登録企業の受注割合	CCUS登録企業の受注割合	CCUS登録企業の受注割合
宮城県	50 %	50 %	45 %
福島県	45 %	55 %	55 %
山梨県	65 %	65 %	60 %
長野県	90 %	80 %	70 %
静岡県	90 %	70 %	55 %
宮崎県	100 %	80 %	40 %
都道府県全体	55 %	40 %	30 %

# 建設業における新型コロナウイルス感染症対策

---

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針における建設工事等の位置づけ

- 公共工事等の安全安心に必要な社会基盤に係る事業者については、緊急事態宣言時においても最低限の事業継続を要請  
※「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」においては、公共工事の早期執行を図り、景気の下支えに万全を期すこととされている
- 緊急事態宣言時においても、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係等に係る事業者については、自宅等で過ごす国民が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請

### 工事現場等での感染予防対策 (都道府県・政令市・建設業者団体あて)

- 建設現場やオフィスにおける、感染予防対策の基本的事項について、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を作成し、周知。  
※コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減のための取組等も追記  
(令和2年5月14日国土建第18号、令和2年7月1日国不建第1号、令和2年8月25日国不建第82号、令和2年12月24日国不建第302号等)
- 施工中の工事の現場等において、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意するよう依頼
- コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む。)及び濃厚接触者があることが判明した場合に、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう依頼  
(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日国不入企第31号等)
- 建設工事の現場では、元請事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの立場で、協力、「三つの密」の回避や影響の軽減がなされることが重要。  
特に、建設現場での朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業などについて、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、「三つの密」の回避や影響緩和のための対策徹底等について依頼 (建設現場の「三つの密」回避等の取組事例についても周知)  
(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日国不入企第31号等)

※直轄事業:感染拡大防止対策を徹底するとともに、追加費用を要する感染拡大防止対策が必要と認められるものについては請負代金額や工期等の変更を行う旨通知  
(令和2年4月20日国地契第5号等)(地方公共団体及び建設業者団体等に参考送付)

### 公共工事における一時中止等の対応

(都道府県・政令市あて、市町村・建設業者団体等にも周知)

- 施工中の工事等における一時中止措置等の対応について通知  
・新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等に伴い技術者等が確保できない場合や、資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合において、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う  
(令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日国不入企第31号等)

- (参考) 直轄事業における一時中止措置等 ※都道府県等に対して参考周知  
(令和2年4月7日国地契第1号等、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日国会公契第29号等)
- ・受注者から一時中止等の希望の申出がある場合、感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行い、一時中止措置等を行った場合においては、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長等、適切に対応する。  
※工事等を継続又は再開する場合に、感染拡大防止対策を適切に実施
- 【入札等の手続及びヒアリングの実施等について】
- ・総合評価落札方式における評価等について、適宜柔軟な対応を行う
  - ・公告案件において原則ヒアリングを実施しない。公告済の案件も、可能な限り省略

### 民間工事における一時中止等の対応 (建設業者団体・民間発注者団体あて)

- 公共工事に係る対応(一時中止等や工事現場等での感染予防対策)について、民間発注者団体に対しても周知
- 資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款において、「不可抗力」によるものとして受注者は発注者に工期の延長を請求でき、増加する費用については受発注者が協議をして決めることとされている旨を周知  
(令和2年4月8日事務連絡、4月17日国土建第7号、令和2年5月25日事務連絡、令和3年1月7日事務連絡等)

## 1. はじめに

- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針（令和2年5月25日変更）」において、公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられている。
- また、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係（電力、ガス、上下水道等）、家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられる。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

- 「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。
- 特に、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおいては、感染防止対策の徹底に注意が必要である。

## 3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制 / (2) 健康確保 / (3) 建設現場 / (4) オフィス等における勤務 / (5) 通勤 / (6) 従業員・作業員に対する協力のお願い / (7) 感染者が確認された場合の対応 / (8) その他

### (3) 建設現場 [詳細]

- 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要である。
- 建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底するものとする。

#### (i) 建設現場における対応

- ・現場入場時の体温測定等、個々の建設現場において適切な健康管理を実施する。
  - ・内装工事や仮設昇降機内などで閉鎖もしくは狭い空間に多人数が集まる場面では、マスク着用は元より、工事エリアごとに区画を設定し、人数制限を設けるほか、扉・窓の開放による自然換気、換気装置の設置などにより、感染を予防する。
  - ・特に、重機や車両のハンドルや操作レバー等複数の従業員が頻繁に触れる箇所についてはこまめに消毒を行う、必要に応じ、車両運転時に使い捨てのゴム手袋等を着用する。等
- ※気温・湿度が高い時期においては、現場の状況に応じた熱中症対策に取り組む。

#### (ii) 建設現場への移動・立ち入り

- ・現場の状況に応じ、作業員を複数班に分け、入場時間や退場時間を一定時間ずらす。
- ・建設現場に車両で移動する際には、車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等により、同乗・相乗りを可能な限り避けるようにする。等

#### (iii) 作業員宿舎における対応

- ・宿泊する作業員が密な状態とならないよう、発注者と協議の上、十分な広さの作業員宿舎を確保する等

#### (iv) 休憩・休息スペース

- ・食堂等で飲食する場合、時間をずらす、椅子を間引く、車中で食事を取る他、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。困難な場合も、対面で座らないようにする。これらの措置が困難な場合は、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する。等
- ※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18℃以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行う。

#### (v) トイレ

#### (vi) 入札契約に関する対応

- ・建設工事の一時中止等の際には、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるほか、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をするとともに、適切な代金の支払い等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化の徹底を図る。
- ・感染拡大防止対策に必要な設計変更について発注者との協議を行うなど、入札契約手続きにおいて適切な対応を行う。等